

国土交通省土木工事標準積算基準書 読替規定



令和 8 年度

(令和 8 年 8 月 1 日より適用)

奈良県県土マネジメント部

目 次

奈良県が適用する国土交通省土木工事標準積算基準書

1. 土木工事標準積算基準書（共通編）…………… 共通編- 1
2. 土木工事標準積算基準書（河川編）…………… 河川編- 40
3. 土木工事標準積算基準書（道路編）…………… 道路編- 46
4. 機械設備工事基準（土木工事標準積算基準書（機械編））…………… 機械編- 47
5. 土木工事標準積算基準書（電気通信編）…………… 電気編- 56

奈良県県土マネジメント部においては「土木工事標準積算基準書（共通編・河川編・道路編・機械編・電気通信編）」（令和８年度国土交通省）を次のとおりに読替えるものとする。

1. 土木工事標準積算基準書（共通編）

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	第Ⅰ編 総 則 第 1 章 総 則 I-1-①-1 第 2 章 工事費の積算 I-2-①-1 第 3 章 一般管理費等及び消費税相当額 I-3-①-1 第 4 章 随意契約方式により工事を発注する場合の 間接工事費等の調整..... I-4-①-1 第 5 章 数値基準 I-5-①-1 第 6 章 建設機械運転労務等 I-6-①-1 第 7 章 土木請負工事の特許使用料の積算 I-7-①-1 第 8 章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算 I-8-①-1 第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 I-9-①-1 第 10 章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算 I-10-①-1 第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算 I-11-①-1 第 12 章 1 日未満で完了する工事の積算 I-12-①-1 第 13 章 総価契約単価合意方式 I-13-①-1 第 14 章 その他 I-14-①-1	第Ⅰ編 総 則 第 1 章 総 則 I-1-①-1 第 2 章 工事費の積算 I-2-①-1 第 3 章 一般管理費等及び消費税相当額 I-3-①-1 第 5 章 数値基準 I-5-①-1 第 6 章 建設機械運転労務等 I-6-①-1 第 7 章 土木請負工事の特許使用料の積算 I-7-①-1 第 8 章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算 I-8-①-1 第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 I-9-①-1 第 10 章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算 I-10-①-1 第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算 I-11-①-1 第 12 章 1 日未満で完了する工事の積算 I-12-①-1 第 14 章 その他 I-14-①-1

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
I-1-①-1	第1章 総 則 ① 適用範囲等 1 適用範囲 本土土木工事標準積算基準書は、<u>国土交通省直轄</u>の河川工事，砂防工事，ダム工事，道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 ただし，この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては，適用除外とすることができる。また，港湾工事や空港工事については，別途の定めによるものとする。 2 基準の適用 工事費の積算における基準は，原則として，<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における最新の基準を適用する。 3 設計書の作成 設計書の作成にあたっては，目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件，施工管理，安全施工等に十分留意し，工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない，明確に作成しなければならない。	第1章 総 則 ① 適用範囲等 1 適用範囲 本土土木工事標準積算基準書は，<u>奈良県県土マネジメント部</u>の河川工事，砂防工事，ダム工事，道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 ただし，この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては，適用除外とすることができる。また，港湾工事や空港工事については，別途の定めによるものとする。 2 基準の適用 工事費の積算における基準は，原則として，<u>積算時</u>における最新の基準を適用する。 3 設計書の作成 設計書の作成にあたっては，目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件，施工管理，安全施工等に十分留意し，工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない，明確に作成しなければならない。
I-1-②-1	② 請負工事の工事費構成 1 工事費の基本構成 （略）	② 請負工事の工事費構成 1 工事費の基本構成 （略）
I-1-②-2	（3）維持工事（複数年度の国債工事） 工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち，管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し，発注する場合は，次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。（2カ年国債の例） 請負工事 工事価格 工事原価 一般管理費等 消費税等相当額 直接工事費 間接工事 共通仮設費 現場管理費 純工事費 （令和○年度） 請負工事 工事価格 工事原価 一般管理費等 消費税等相当額 直接工事費 間接工事費 共通仮設費 現場管理費 純工事費 （令和□年度） （略）	

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																								
I-2-①-1	第2章 工事費の積算 ① 直接工事費 1. 材 料 費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 (1) 数 量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。 (2) 価 格 価格は、原則として、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>入札時</u>における市場価格または類似品価格とする。 なお、設計単価は、<u>各地方整備局等（以下「局」という。）設定単価（局統一単価，県別単価，地区単価をいう。），局特別調査単価（定期調査），局特別調査単価（臨時調査），物価資料（「建設物価」，「積算資料」をいう。）掲載価格または見積りをもとに，原則として下記により決定するものとし，実勢の価格を反映するものとする。</u> また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は、事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。 1）局設定単価による場合 （イ）局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、土木積算システムに登録する単価である。 局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。 2）物価資料による場合 （イ） 1）の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料（「建設物価」，「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は毎月とする。 <例> 1）入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合 <table><tr><td>建設物価</td><td>33,500 円（有効桁3桁）</td><td>積算資料</td><td>34,000 円（有効桁2桁）</td></tr><tr><td>平均額</td><td>33,750 円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>決定額</td><td>33,700 円（有効桁3桁，4桁以降切り捨て）</td><td></td><td></td></tr></table> <例> 2）入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合 <table><tr><td>建設物価</td><td>560 円（有効桁2桁）</td><td>積算資料</td><td>570 円（有効桁2桁）</td></tr><tr><td>平均額</td><td>565 円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>決定額</td><td>565 円（最小有効桁3桁，4桁以降切り捨て）</td><td></td><td></td></tr></table> （ロ）公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。 3）局特別調査単価（定期調査）による場合 （イ） 1）及び2）によりがたい場合は、単価の決定は局特別調査単価（定期調査）によるものとする。 局特別調査単価(定期調査)は、年2回(4月，10月)，本局担当課において決定し、通知する単価である。 （局特別調査単価（定期調査）とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。） 4） 1）， 2）及び3）の方法によりがたい場合	建設物価	33,500 円（有効桁3桁）	積算資料	34,000 円（有効桁2桁）	平均額	33,750 円			決定額	33,700 円（有効桁3桁，4桁以降切り捨て）			建設物価	560 円（有効桁2桁）	積算資料	570 円（有効桁2桁）	平均額	565 円			決定額	565 円（最小有効桁3桁，4桁以降切り捨て）			第2章 工事費の積算 ① 直接工事費 1. 材 料 費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 (1) 数 量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。 (2) 価 格 価格は、原則として、<u>積算時</u>における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。 当初の支給品の価格決定については、発注者側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を発注者側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>積算時</u>における市場価格または類似品価格とする。 なお、設計単価は、<u>別途定めた「土木工事及び業務委託の積算に用いる材料費及び歩掛の取扱い要領」によるものとする。</u>
建設物価	33,500 円（有効桁3桁）	積算資料	34,000 円（有効桁2桁）																							
平均額	33,750 円																									
決定額	33,700 円（有効桁3桁，4桁以降切り捨て）																									
建設物価	560 円（有効桁2桁）	積算資料	570 円（有効桁2桁）																							
平均額	565 円																									
決定額	565 円（最小有効桁3桁，4桁以降切り捨て）																									

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	（イ） １），２）及び３）の方法によりがたい場合は、局特別調査（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。 なお、局特別調査（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（１事務所のみに必要となるときも含む）について行うものとする。 （ロ） なお、１工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ１資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。 また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。 ① 調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを３社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ１資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査（100万円以上、または１資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。 なお、同一工事の１資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。 また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。 ② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。 なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。 ③ 正式見積りは、原則として３社以上から徴収する。 ④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。 ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。 ５） 価格変動が著しい場合 主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。 ２. 歩 掛 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、<u>その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。</u> 土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。 見積りの場合は、原則として３社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。 ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。 なお、単価等については「１.材料費」、「３.労務費」及び「４.直接経費」によるものとする。 ３. 労 務 費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 （１） 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。 （２） 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「<u>公共工事設計労務単価</u>」等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。 （略） ５ 諸雑費及び端数処理 （１） 諸雑費	２. 歩 掛 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、<u>その取扱いについては、別途定めた「土木工事及び業務委託の積算に用いる材料費及び歩掛の取扱い要領」によるものとする。</u> ３. 労 務 費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 （１） 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。 （２） 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「<u>土木工事設計単価資料</u>」等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。 （略） ５ 諸雑費及び端数処理 （１） 諸雑費

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																																				
I-2-②-1	1） 諸雑費の定義 当該作業で必要な労務，機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に，積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。	1） 諸雑費の定義 当該作業で必要な労務，機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に，積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。																																				
	2） 単価表 （イ） 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの） 単位数量当りの単価表の合計金額が，有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 （ロ） 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく，端数処理のみの場合） 単位数量当りの単価表の合計金額が，有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 （ハ） 金額は「諸雑費」の名称で計上する。	2） 単価表 （イ） 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの） 単位数量当りの単価表の合計金額が，有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 （ロ） 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく，端数処理のみの場合） 単位数量当りの単価表の合計金額が，有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 （ハ） 金額は「諸雑費」の名称で計上する。																																				
I-2-②-4	3） 内訳書 諸雑費は計上しない。	3） 一式内訳書 諸雑費は計上しない。																																				
	（2） 端数処理 1） 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第3位を切捨てし，第2位とする。 また，内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切捨てし，1円までとする。 2） 歩掛における計算結果の端数処理については，各々に定めのある場合を除き，小数第4位を四捨五入し，第3位とする。 3） 土木工事標準単価は，同工種が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」，「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は，その平均価格（小数第1位を四捨五入）とし，片方の資料のみに掲載されている場合は，当該単価とする。 4） 共通仮設費の率計上の金額は，1,000円未満を切捨てし，1,000円単位とする。 5） 現場管理費の金額は，1,000円未満を切捨てし，1,000円単位とする。 6） 工事価格は， <u>10,000円</u> 単位とする。工事価格の <u>10,000円</u> 単位での調整は，一般管理費等で行うものとし，「第Ⅰ編第3章 一般管理費等及び消費税相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より，端数処理前の工事価格の <u>10,000円</u> 未満の金額を除いた額を計上する。	（2） 端数処理 1） 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第3位を切捨てし，第2位とする。 また，一式内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切捨てし，1円までとする。 2） 歩掛における計算結果の端数処理については，各々に定めのある場合を除き，小数第4位を四捨五入し，第3位とする。 3） 土木工事標準単価は，同工種が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」，「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は，その平均価格（小数第1位を四捨五入）とし，片方の資料のみに掲載されている場合は，当該単価とする。 4） 共通仮設費の率計上の金額は，1,000円未満を切捨てし，1,000円単位とする。 5） 現場管理費の金額は，1,000円未満を切捨てし，1,000円単位とする。 6） 工事価格は， <u>1,000円</u> 単位とする。工事価格の <u>1,000円</u> 単位での調整は，一般管理費等で行うものとし，「第Ⅰ編第3章 一般管理費等及び消費税相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より，端数処理前の工事価格の <u>1,000円</u> 未満の金額を除いた額を計上する。																																				
	（略）	（略）																																				
	② 間 接 工 事 費	② 間 接 工 事 費																																				
	（略）	（略）																																				
	2. 共 通 仮 設 費	2. 共 通 仮 設 費																																				
	（略）	（略）																																				
	6） 管理費区分入力基準表 管理費区分は，間接工事費算定にあたり，対象額・非対象額の区分を行うものである。 <u>新土木積算システム</u> に入力する区分は，下表のとおりとする。 コード設定があるものは，該当コードを使用するものとし，やむを得ず単価を登録する場合は，下表より採用する管理費区分を設定するものとする。	6） 管理費区分入力基準表 管理費区分は，間接工事費算定にあたり，対象額・非対象額の区分を行うものである。 <u>奈良県土木積算システム</u> に入力する区分は，下表のとおりとする。 コード設定があるものは，該当コードを使用するものとし，やむを得ず単価を登録する場合は，下表より採用する管理費区分を設定するものとする。																																				
	<table><tr><th>管理費区分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>（空白）</td><td>上位の工事工種体系の管理費区分を適用する場合</td></tr><tr><td>0</td><td>すべての間接費の対象とする場合</td></tr><tr><td>1</td><td>現場管理費・一般管理費のみ対象とする場合</td></tr><tr><td>2</td><td>工場管理費・一般管理費のみ対象とし，間接労務費の対象にしない場合（鋼桁，門扉等の工場製作に関わる製作工数単価以外の費用）</td></tr><tr><td>5</td><td>一般管理費のみ対象にする場合</td></tr><tr><td>7</td><td>間接労務費，工場管理費，一般管理費のみ対象にする場合（製作工数に関わるもの）</td></tr><tr><td>9</td><td>全ての間接費の対象にしない場合</td></tr><tr><td>T</td><td>処分費等の対象にする場合</td></tr></table>	管理費区分	概 要	（空白）	上位の工事工種体系の管理費区分を適用する場合	0	すべての間接費の対象とする場合	1	現場管理費・一般管理費のみ対象とする場合	2	工場管理費・一般管理費のみ対象とし，間接労務費の対象にしない場合（鋼桁，門扉等の工場製作に関わる製作工数単価以外の費用）	5	一般管理費のみ対象にする場合	7	間接労務費，工場管理費，一般管理費のみ対象にする場合（製作工数に関わるもの）	9	全ての間接費の対象にしない場合	T	処分費等の対象にする場合	<table><tr><th>管理費区分</th><th>概 要</th></tr><tr><td>（空白）</td><td>上位の工事工種体系の管理費区分を適用する場合</td></tr><tr><td>0</td><td>すべての間接費の対象とする場合</td></tr><tr><td>1</td><td>現場管理費・一般管理費のみ対象とする場合</td></tr><tr><td>2</td><td>工場管理費・一般管理費のみ対象とし，間接労務費の対象にしない場合（鋼桁，門扉等の工場製作に関わる製作工数単価以外の費用）</td></tr><tr><td>5</td><td>一般管理費のみ対象にする場合</td></tr><tr><td>7</td><td>間接労務費，工場管理費，一般管理費のみ対象にする場合（製作工数に関わるもの）</td></tr><tr><td>9</td><td>全ての間接費の対象にしない場合</td></tr><tr><td>T</td><td>処分費等の対象にする場合</td></tr></table>	管理費区分	概 要	（空白）	上位の工事工種体系の管理費区分を適用する場合	0	すべての間接費の対象とする場合	1	現場管理費・一般管理費のみ対象とする場合	2	工場管理費・一般管理費のみ対象とし，間接労務費の対象にしない場合（鋼桁，門扉等の工場製作に関わる製作工数単価以外の費用）	5	一般管理費のみ対象にする場合	7	間接労務費，工場管理費，一般管理費のみ対象にする場合（製作工数に関わるもの）	9	全ての間接費の対象にしない場合	T	処分費等の対象にする場合
管理費区分	概 要																																					
（空白）	上位の工事工種体系の管理費区分を適用する場合																																					
0	すべての間接費の対象とする場合																																					
1	現場管理費・一般管理費のみ対象とする場合																																					
2	工場管理費・一般管理費のみ対象とし，間接労務費の対象にしない場合（鋼桁，門扉等の工場製作に関わる製作工数単価以外の費用）																																					
5	一般管理費のみ対象にする場合																																					
7	間接労務費，工場管理費，一般管理費のみ対象にする場合（製作工数に関わるもの）																																					
9	全ての間接費の対象にしない場合																																					
T	処分費等の対象にする場合																																					
管理費区分	概 要																																					
（空白）	上位の工事工種体系の管理費区分を適用する場合																																					
0	すべての間接費の対象とする場合																																					
1	現場管理費・一般管理費のみ対象とする場合																																					
2	工場管理費・一般管理費のみ対象とし，間接労務費の対象にしない場合（鋼桁，門扉等の工場製作に関わる製作工数単価以外の費用）																																					
5	一般管理費のみ対象にする場合																																					
7	間接労務費，工場管理費，一般管理費のみ対象にする場合（製作工数に関わるもの）																																					
9	全ての間接費の対象にしない場合																																					
T	処分費等の対象にする場合																																					

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																																
I -2-②-31	（略） 2－6 役務費 （１） 積算方法 役務費として積算する内容は次のとおりとする。 １） 土地の借上げ等に要する費用 ２） 電力、用水等の基本料 ３） 電力設備用工事負担金 （２） 役務費の積算 役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。 １） 借地料 土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。 （イ） 宅地・宅地見込地及び農地 $A = B \times 0.06 \div 12$ （ロ） 林地及びその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$ A：借地単価（円／㎡／月） B：土地価格（円／㎡） ※上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第 25 条、同運用に係わる場合に適用する。 ２） 電力基本料金 料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。 ３） 電力設備用工事負担金 電力設備用工事負担金とは、臨時電力（１年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（１年以上の契約期間で１年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。 工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。 （３） 施工単価入力基準表 ① 借地料（一式入力） <table><tr><td>施工歩掛コード</td><td></td><td>施 工 単 位</td><td>式</td></tr><tr><td>施 工区分</td><td colspan="3">入 力 条 件</td></tr><tr><td>工 種区分</td><td colspan="3">J 1</td></tr><tr><td>借 地料</td><td colspan="3">借地料（千円単位）</td></tr></table> ② 借地料（㎡入力） <table><tr><td>施工歩掛コード</td><td></td><td>施 工 単 位</td><td>㎡</td></tr><tr><td>施 工区分</td><td colspan="3">入 力 条 件</td></tr><tr><td>工 種区分</td><td colspan="3">J 1</td></tr><tr><td>借 地料</td><td colspan="3">借地料単価（円／㎡）</td></tr></table> （略）	施工歩掛コード		施 工 単 位	式	施 工区分	入 力 条 件			工 種区分	J 1			借 地料	借地料（千円単位）			施工歩掛コード		施 工 単 位	㎡	施 工区分	入 力 条 件			工 種区分	J 1			借 地料	借地料単価（円／㎡）			（略） 2－6 役務費 （１） 積算方法 役務費として積算する内容は次のとおりとする。 ２） 電力、用水等の基本料 ３） 電力設備用工事負担金 （２） 役務費の積算 役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。 ２） 電力基本料金 料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。 ３） 電力設備用工事負担金 電力設備用工事負担金とは、臨時電力（１年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（１年以上の契約期間で１年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。 工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。 （３） 施工単価入力基準表 （略）
施工歩掛コード		施 工 単 位	式																															
施 工区分	入 力 条 件																																	
工 種区分	J 1																																	
借 地料	借地料（千円単位）																																	
施工歩掛コード		施 工 単 位	㎡																															
施 工区分	入 力 条 件																																	
工 種区分	J 1																																	
借 地料	借地料単価（円／㎡）																																	
I -2-②-39	（略） 3. 現場管理費 （略） （３） 現場管理費率の補正 １） 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 施工時期、工事期間等を考慮して、別表第２の工種別現場管理費率を２％の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高２％とする。	（略） 3. 現場管理費 （略） （３） 現場管理費率の補正 １） 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 施工時期、工事期間等を考慮して、別表第２の工種別現場管理費率を２％の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高２％とする。																																

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																			
	イ） 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合 a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。 ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。 b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。 <table><tr><th>施工時期</th><th>適用地域</th><th>備 考</th></tr><tr><td>11 月 1 日～3 月 31 日</td><td>北海道，青森県，秋田県</td><td>積雪地特性を 11 月中の降雪が 5 日以上あることとした。</td></tr><tr><td>12 月 1 日～3 月 31 日</td><td>上記以外の地域</td><td></td></tr></table> c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。 d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。 補正值（％）＝冬期率×補正係数 冬期率＝12 月 1 日～3 月 31 日（11 月 1 日～3 月 31 日）までの工事期間／工期 ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。 補正係数 <table><tr><th>積雪寒冷地域の区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><td>1 級 地</td><td>1. 80</td></tr><tr><td>2 〃</td><td>1. 60</td></tr><tr><td>3 〃</td><td>1. 40</td></tr><tr><td>4 〃</td><td>1. 20</td></tr></table> （注） 1. 冬期率は小数点第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。 2. 補正值は小数点第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。 3. 施工地域が 2 つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。 （略） （5） 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。 1） 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。 2） 当初の支給品の価格決定については、<u>官側</u>において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を<u>官側</u>において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>入札時</u>における市場価格又は類似品価格とする。 3） コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含めない。	施工時期	適用地域	備 考	11 月 1 日～3 月 31 日	北海道，青森県，秋田県	積雪地特性を 11 月中の降雪が 5 日以上あることとした。	12 月 1 日～3 月 31 日	上記以外の地域		積雪寒冷地域の区分	補正係数	1 級 地	1. 80	2 〃	1. 60	3 〃	1. 40	4 〃	1. 20	（略） （5） 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。 1） 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。 2） 当初の支給品の価格決定については、<u>発注者側</u>において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を<u>発注者側</u>において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>積算時</u>における市場価格又は類似品価格とする。 3） コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含めない。
施工時期	適用地域	備 考																			
11 月 1 日～3 月 31 日	北海道，青森県，秋田県	積雪地特性を 11 月中の降雪が 5 日以上あることとした。																			
12 月 1 日～3 月 31 日	上記以外の地域																				
積雪寒冷地域の区分	補正係数																				
1 級 地	1. 80																				
2 〃	1. 60																				
3 〃	1. 40																				
4 〃	1. 20																				

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
I-4-①-1	第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整 ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について (略)	
I-4-②-1	② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について(総価契約単価合意方式により工事を発注する場合を除く。) (略)	

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
I-6-①-1	第6章 建設機械運転労務等 (略)	第6章 建設機械運転労務等 (略)
I-6-④-1	④ 一般事項 (略) 6. 労務単価について 単価は、公共工事設計労務単価による。 ・世話役の単価について 機械付世話役単価は、一般土木世話役の労務単価とする。 ・助手の単価 助手の単価は、普通作業員の単価とする。 ・機械工の単価 機械工の単価は溶接工の単価とする。 (略)	④ 一般事項 (略) 6. 労務単価について 単価は、土木工事設計単価資料による。 ・世話役の単価について 機械付世話役単価は、一般土木世話役の労務単価とする。 ・助手の単価 助手の単価は、普通作業員の単価とする。 ・機械工の単価 機械工の単価は、溶接工の単価とする。 (略)

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
I-9-①-1	第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 1. 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕施設，安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。 2. 適用の範囲 周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので，<u>原則，すべての屋外工事を対象とする。ただし，工事内容により実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては，対象外とすることが出来る。</u> （略）	第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 1. 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕施設，安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。 2. 適用の範囲 周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので<u>ある。</u> （略）

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
I-11-①-1	第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算 ① 施工箇所が点在する工事の積算について (略)	第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算 ① 施工箇所が点在する工事の積算について (略)
I-11-①-2	3. 単 価 協 議 総価契約単価合意方式による場合は、「第 I 編第 13 章総価契約単価合意方式」に基づき、単価協議を行うものとする。 なお、同じ細別が、異なる施工箇所にある場合、妥当性を確認したうえで、施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。 また、共通仮設費（積み上げ分）、現場環境改善費（率計上）、共通仮設費（率計上）、現場管理費については、施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。 4. 設計変更について (1) 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。 (2) 新規攻守の追加は、施工箇所毎に判断する。 (3) <u>設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を官積算額（変更指示時点単価）により積算するものとする。</u> (4) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（通常の変更積算）と同様とする。	4. 設計変更について (1) 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。 (2) 新規攻守の追加は、施工箇所毎に判断する。 (3) <u>新たな施工箇所の追加はその都度判断する。</u> (4) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（通常の変更積算）と同様とする。

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
I-13-①-1 ～ I-13-①-4	第 13 章 総価契約単価合意方式 1 目的 (略) 2 対象工事 (略) 3 実施方式 (略) 4 一般事項 (略) 5 設計変更における材料単価の取扱いについて (略) 6 請負代金額の変更について (略)	

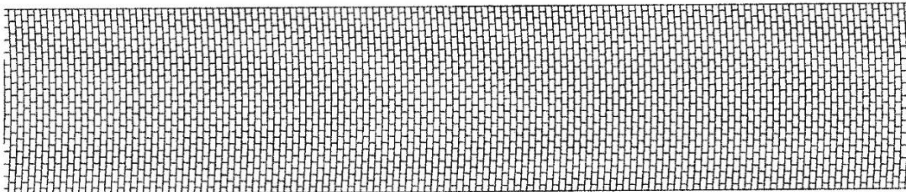
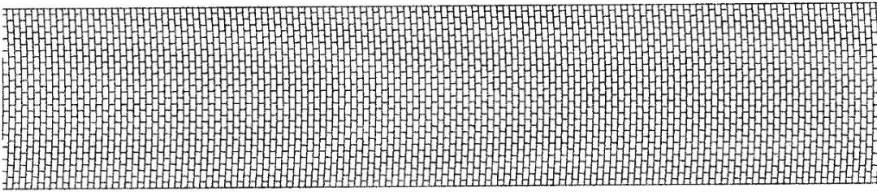
記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容												
VI-1-①-1	第Ⅵ編 土木工事標準単価 及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 ① 区 画 線 工 1. 適 用 範 囲 1－1 標準単価が適用出来る範囲 (1) 道路に設置する区画線，道路標示の設置，消去。 (2) 設置作業のうち，熔融式（手動），溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）。 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 (1) <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 2) 設置作業のうち，ペイント式（手動）の場合。（ただし，北海道特殊規格において一部適用可） 3) コンクリート舗装の上に設置された区画線，道路標示の消去の場合。 4) 熔融式（手動）のうち，非鉛系の路面標示用塗料（黄色）を使用して施工する場合。 5) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 2. 標準単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。 (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは，下表のとおりとする。 <table><caption>表3. 1 施工場所区分</caption><tr><th>区 分</th><th>工 事 種 別</th></tr><tr><td>供 用 区 間</td><td>維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事</td></tr><tr><td>未 供 用 区 間</td><td>バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td></tr></table> (2) 仮区画線を施工する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。 (3) 歩道部，駐車場に区画線を設置する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。 (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。 (5) 熔融式（手動）における横断線はゼブラを適用する。 (6) 区画線設置のうち，減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は矢印・記号・文字を適用する。 (7) 水性型ペイント式については，気温5℃以上，湿度 85%未満での施工を標準とする。また，新設舗装上に施工する場合は，養生期間を経て，路面上の水分，軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。 (8) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事	第Ⅵ編 土木工事標準単価 及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 ① 区 画 線 工 1. 適 用 範 囲 1－1 標準単価が適用出来る範囲 (1) 道路に設置する区画線，道路標示の設置，消去。 (2) 設置作業のうち，熔融式（手動），溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）。 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 (1) <u>別途考慮するもの。</u> 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 2) 設置作業のうち，ペイント式（手動）の場合。 3) コンクリート舗装の上に設置された区画線，道路標示の消去の場合。 4) 熔融式（手動）のうち，非鉛系の路面標示用塗料（黄色）を使用して施工する場合。 5) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 2. 標準単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。 (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは，下表のとおりとする。 <table><caption>表3. 1 施工場所区分</caption><tr><th>区 分</th><th>工 事 種 別</th></tr><tr><td>供 用 区 間</td><td>維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事</td></tr><tr><td>未 供 用 区 間</td><td>バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td></tr></table> (2) 仮区画線を施工する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。 (3) 歩道部，駐車場に区画線を設置する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。 (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合，区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。 (5) 熔融式（手動）における横断線はゼブラを適用する。 (6) 区画線設置のうち，減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は矢印・記号・文字を適用する。 (7) 水性型ペイント式については，気温5℃以上，湿度 85%未満での施工を標準とする。また，新設舗装上に施工する場合は，養生期間を経て，路面上の水分，軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事
区 分	工 事 種 別													
供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事													
未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事													
区 分	工 事 種 別													
供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事													
未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事													

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																		
VI-1-②-1	（略） ② 高視認性区画線工 1. 適用範囲 1－1 標準単価が適用出来る範囲 （1）道路に設置する区画線，道路標示の設置，消去。 （2）設置作業のうち，リブ式（溶融式）及び非リブ式（溶融式）。 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 （1）<u>特別調査等別途考慮するもの。</u> 1）リブ式で突起部（リブ）とライン部の施工が別となる場合。 2）設置作業のうち，２液反応式，貼付式の場合。 3）排水性舗装上への区画線，道路標示の設置・消去の場合。また，コンクリート舗装上に設置された区画線，道路標示の消去の場合。 4）離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 5）消去作業のうち，ウォータージェット式の場合。 6）その他，規格・仕様等が適合せず，標準単価が適用出来ない場合。 2. 標準単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。 （1）高視認性区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱い，下表のとおりとする。 <table><caption>表3. 1 施工場所区分</caption><tr><th>区 分</th><th>工 事 種 別</th></tr><tr><td rowspan="4">供 用 区 間</td><td>維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事</td></tr><tr><td>現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事</td></tr><tr><td>交通安全工事（１種）：交差点改良，停車帯等の交通安全工事（１種）に伴う区画線工事</td></tr><tr><td>交通安全工事（２種）：現道の区画線の補修工事</td></tr><tr><td>未供用区間</td><td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td></tr></table> （2）高視認性区画線工における横断歩道、停止線等はゼブラを適用する。 （3）歩道部に区画線を設置する場合，高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。 （4）<u>随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。</u> （略）	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事	交通安全工事（１種）：交差点改良，停車帯等の交通安全工事（１種）に伴う区画線工事	交通安全工事（２種）：現道の区画線の補修工事	未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事	（略） ② 高視認性区画線工 1. 適用範囲 1－1 標準単価が適用出来る範囲 （1）道路に設置する区画線，道路標示の設置，消去。 （2）設置作業のうち，リブ式（溶融式）及び非リブ式（溶融式）。 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 （1）<u>別途考慮するもの。</u> 1）リブ式で突起部（リブ）とライン部の施工が別となる場合。 2）設置作業のうち，２液反応式，貼付式の場合。 3）排水性舗装上への区画線，道路標示の設置・消去の場合。また，コンクリート舗装上に設置された区画線，道路標示の消去の場合。 4）離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 5）消去作業のうち，ウォータージェット式の場合。 6）その他，規格・仕様等が適合せず，標準単価が適用出来ない場合。 2. 標準単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。 （1）高視認性区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱い，下表のとおりとする。 <table><caption>表3. 1 施工場所区分</caption><tr><th>区 分</th><th>工 事 種 別</th></tr><tr><td rowspan="4">供 用 区 間</td><td>維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事</td></tr><tr><td>現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事</td></tr><tr><td>交通安全工事（１種）：交差点改良，停車帯等の交通安全工事（１種）に伴う区画線工事</td></tr><tr><td>交通安全工事（２種）：現道の区画線の補修工事</td></tr><tr><td>未供用区間</td><td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td></tr></table> （2）高視認性区画線工における横断歩道、停止線等はゼブラを適用する。 （3）歩道部に区画線を設置する場合，高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば，適用出来る。 （略）	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事	交通安全工事（１種）：交差点改良，停車帯等の交通安全工事（１種）に伴う区画線工事	交通安全工事（２種）：現道の区画線の補修工事	未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事
区 分	工 事 種 別																			
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事																			
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事																			
	交通安全工事（１種）：交差点改良，停車帯等の交通安全工事（１種）に伴う区画線工事																			
	交通安全工事（２種）：現道の区画線の補修工事																			
未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事																			
区 分	工 事 種 別																			
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事																			
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事																			
	交通安全工事（１種）：交差点改良，停車帯等の交通安全工事（１種）に伴う区画線工事																			
	交通安全工事（２種）：現道の区画線の補修工事																			
未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事																			
VI-1-③-1	③ 橋梁塗装工 1. 適用範囲 1－1 標準単価が適用出来る範囲 （1）鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。 （2）高欄部の単独施工の塗替塗装。 （3）鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整，塗装。 （4）既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。 （5）塗装剥離剤を使用した旧塗装除去後のブラスト処理による素地調整（１種ケレン）。	③ 橋梁塗装工 1. 適用範囲 1－1 標準単価が適用出来る範囲 （1）鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。 （2）高欄部の単独施工の塗替塗装。 （3）鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整，塗装。 （4）既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。 （5）塗装剥離剤を使用した旧塗装除去後のブラスト処理による素地調整（１種ケレン）。																		

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																																																																																																								
	1－2 標準単価を適用出来ない範囲 (1) <u>特別調査等別途考慮するもの</u> 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 2) 部分塗替塗装の場合。 3) 塗装剥離剤による素地調整の場合。 4) 道路付属物（標識・防護柵等）への塗装の場合。 5) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。 6) 工場内における塗装前作業および塗装作業の場合。 7) その他、規格・仕様等が適合しない場合。 2. 標準単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。 (2) 標準単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。 (3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。 鈑桁構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。 箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。 弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。 横断歩道橋……各種横断歩道橋。 側道橋……各種側道橋。 (4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。 1) さびが発生している場合 <table><tr><th>素地調整種別</th><th>さびの状態</th><th>発錆面積(%)</th><th>素地調整内容</th><th>作業方法</th></tr><tr><td>1 種</td><td>－</td><td>－</td><td>さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。</td><td>ブラスト法</td></tr><tr><td>2 種</td><td>点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。</td><td>30 以上</td><td>旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。</td><td rowspan="4">ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用</td></tr><tr><td>3 種 A</td><td>点錆がかなり点在している。</td><td>15 ～ 30</td><td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。</td></tr><tr><td>3 種 B</td><td>点錆が少し点在している。</td><td>5 ～ 15</td><td>同 上</td></tr><tr><td>3 種 C</td><td>点錆がほんの少し点在している。</td><td>5 以下</td><td>同 上</td></tr></table> 2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。 <table><tr><th>素地調整種別</th><th>さびの状態</th><th>塗膜異常面積(%)</th><th>素地調整内容</th><th>作業方法</th></tr><tr><td>3 種 A</td><td>発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。</td><td>30 以上</td><td>活膜は残すが、不良部は除去する。</td><td rowspan="4">ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用</td></tr><tr><td>3 種 B</td><td>同 上</td><td>15 ～ 30</td><td>同 上</td></tr><tr><td>3 種 C</td><td>同 上</td><td>5 ～ 15</td><td>同 上</td></tr><tr><td rowspan="2">4 種</td><td>同 上</td><td>5 以下</td><td>同 上</td></tr><tr><td>白亜化・変退色の著しい場合。</td><td></td><td>粉化物・汚れ等を除去する。</td></tr></table> (5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はブラスト処理により行う作業をいう。 (6) 3 種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2 種及び4 種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。	素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容	作業方法	1 種	－	－	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	ブラスト法	2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用	3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ～ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ～ 15	同 上	3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上	素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容	作業方法	3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用	3 種 B	同 上	15 ～ 30	同 上	3 種 C	同 上	5 ～ 15	同 上	4 種	同 上	5 以下	同 上	白亜化・変退色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。	1－2 標準単価を適用出来ない範囲 (1) <u>別途考慮するもの</u> 1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 2) 部分塗替塗装の場合。 3) 塗装剥離剤による素地調整の場合。 4) 道路付属物（標識・防護柵等）への塗装の場合。 5) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。 6) 工場内における塗装前作業および塗装作業の場合。 7) その他、規格・仕様等が適合しない場合。 2. 標準単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。 (2) 標準単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。 (3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。 鈑桁構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。 箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。 弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。 横断歩道橋……各種横断歩道橋。 側道橋……各種側道橋。 (4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。 1) さびが発生している場合 <table><tr><th>素地調整種別</th><th>さびの状態</th><th>発錆面積(%)</th><th>素地調整内容</th><th>作業方法</th></tr><tr><td>1 種</td><td>－</td><td>－</td><td>さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。</td><td>ブラスト法</td></tr><tr><td>2 種</td><td>点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。</td><td>30 以上</td><td>旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。</td><td rowspan="4">ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用</td></tr><tr><td>3 種 A</td><td>点錆がかなり点在している。</td><td>15 ～ 30</td><td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。</td></tr><tr><td>3 種 B</td><td>点錆が少し点在している。</td><td>5 ～ 15</td><td>同 上</td></tr><tr><td>3 種 C</td><td>点錆がほんの少し点在している。</td><td>5 以下</td><td>同 上</td></tr></table> 2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。 <table><tr><th>素地調整種別</th><th>さびの状態</th><th>塗膜異常面積(%)</th><th>素地調整内容</th><th>作業方法</th></tr><tr><td>3 種 A</td><td>発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。</td><td>30 以上</td><td>活膜は残すが、不良部は除去する。</td><td rowspan="4">ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用</td></tr><tr><td>3 種 B</td><td>同 上</td><td>15 ～ 30</td><td>同 上</td></tr><tr><td>3 種 C</td><td>同 上</td><td>5 ～ 15</td><td>同 上</td></tr><tr><td rowspan="2">4 種</td><td>同 上</td><td>5 以下</td><td>同 上</td></tr><tr><td>白亜化・変退色の著しい場合。</td><td></td><td>粉化物・汚れ等を除去する。</td></tr></table> (5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はブラスト処理により行う作業をいう。 (6) 3 種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2 種及び4 種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。	素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容	作業方法	1 種	－	－	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	ブラスト法	2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用	3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ～ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ～ 15	同 上	3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上	素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容	作業方法	3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用	3 種 B	同 上	15 ～ 30	同 上	3 種 C	同 上	5 ～ 15	同 上	4 種	同 上	5 以下	同 上	白亜化・変退色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。
素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容	作業方法																																																																																																						
1 種	－	－	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	ブラスト法																																																																																																						
2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用																																																																																																						
3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ～ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。																																																																																																							
3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ～ 15	同 上																																																																																																							
3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上																																																																																																							
素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容	作業方法																																																																																																						
3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用																																																																																																						
3 種 B	同 上	15 ～ 30	同 上																																																																																																							
3 種 C	同 上	5 ～ 15	同 上																																																																																																							
4 種	同 上	5 以下	同 上																																																																																																							
	白亜化・変退色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。																																																																																																							
素地調整種別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容	作業方法																																																																																																						
1 種	－	－	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	ブラスト法																																																																																																						
2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用																																																																																																						
3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ～ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。																																																																																																							
3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ～ 15	同 上																																																																																																							
3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上																																																																																																							
素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容	作業方法																																																																																																						
3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用																																																																																																						
3 種 B	同 上	15 ～ 30	同 上																																																																																																							
3 種 C	同 上	5 ～ 15	同 上																																																																																																							
4 種	同 上	5 以下	同 上																																																																																																							
	白亜化・変退色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。																																																																																																							

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-1-④-1	（７） ２種ケレン，３種ケレン，４種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし，ブラスト処理により行う作業は適用外とする。 （８） ケレン（ブラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工（板張り防護・養生シート等），安全対策（セキュリティールーム・呼吸用保護具等）及び特別管理（鉛，PCB 等有害部室への対応）が必要な場合は，別途計上する。 （９） 準備・補修における補修塗装作業とは，橋梁架設時に行う下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。 （10） ブラスト処理による素地調整工で発生した切削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用は含まない。回収・積込に要する費用を別途計上する。 （11） 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。 （12） 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り，素地調整３種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッチアップ作業）の有無に関わらず適用できる。 （13） 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。 （14） 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して，防錆処理ボルトの使用の有無に関わらず適用できる。 （略） ④ 構造物とりこわし工 1. 適用範囲 1－1 標準単価が適用できる範囲 （１） 河川，海岸，砂防，道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。 （２） とりこわし方法の主たる作業機械が，大型ブレーカ，コンクリートブレーカ，コンクリート圧碎機の場合。 （３） 施工基面（機械設置基面）より上下５m以内のとりこわし作業。 1－2 標準単価が適用できない範囲 （１） 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 １） 建築物，舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。 ２） 「橋梁地覆補修工」に伴う「とりこわし工」。 ３） 「構造物とりこわし工」に伴う及び「コンクリートはつり（平均はつり厚６cm以下）」。 （２） <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> １） 施工基面（機械設置基面）より上下５mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。 ２） コア抜きして内部を広げて破砕する場合。 ３） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ４） その他，規格・仕様が適合しない場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 （１） 共通事項 １） コンクリート殻は，径３０cm程度に破砕するものとする。ただし，破砕したコンクリート殻を新たに径３０cm程度より小さく破砕する場合の費用は，含まない。 （２） 随意契約の調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。 （３） ＰＣ・ＲＣ橋上部，鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。 （４） 構造物とりこわしの施工量については，構造物のとりこわし前の体積とする。 （略）	（７） ２種ケレン，３種ケレン，４種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし，ブラスト処理により行う作業は適用外とする。 （８） ケレン（ブラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工（板張り防護・養生シート等），安全対策（セキュリティールーム・呼吸用保護具等）及び特別管理（鉛，PCB 等有害部室への対応）が必要な場合は，別途計上する。 （９） 準備・補修における補修塗装作業とは，橋梁架設時に行う下塗り塗膜破損箇所の補修作業である。 （10） ブラスト処理による素地調整工で発生した切削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用は含まない。回収・積込に要する費用を別途計上する。 （11） 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。 （12） 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り，素地調整３種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッチアップ作業）の有無に関わらず適用できる。 （14） 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して，防錆処理ボルトの使用の有無に関わらず適用できる。 （略） ④ 構造物とりこわし工 1. 適用範囲 1－1 標準単価が適用できる範囲 （１） 河川，海岸，砂防，道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。 （２） とりこわし方法の主たる作業機械が，大型ブレーカ，コンクリートブレーカ，コンクリート圧碎機の場合。 （３） 施工基面（機械設置基面）より上下５m以内のとりこわし作業。 1－2 標準単価が適用できない範囲 （１） 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 １） 建築物，舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。 ２） 「橋梁地覆補修工」に伴う「とりこわし工」。 ３） 「構造物とりこわし工」に伴う及び「コンクリートはつり（平均はつり厚６cm以下）」。 （２） <u>別途考慮するもの。</u> １） 施工基面（機械設置基面）より上下５mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。 ２） コア抜きして内部を広げて破砕する場合。 ３） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ４） その他，規格・仕様が適合しない場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 （１） 共通事項 １） コンクリート殻は，径３０cm程度に破砕するものとする。ただし，破砕したコンクリート殻を新たに径３０cm程度より小さく破砕する場合の費用は，含まない。 （３） ＰＣ・ＲＣ橋上部，鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。 （４） 構造物とりこわしの施工量については，構造物のとりこわし前の体積とする。 （略）

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-1-⑤-1	⑤ コンクリートブロック積工 1. 適用範囲 1－1 標準単価が適用出来る範囲 （1）勾配が1割未満（1：1.0未満）の法面に施工するブロック積みで、JIS タイプ（JIS で規定する形状寸法）の積ブロック（間知・ブロック質量 150kg /個未満）を使用する場合に適用する。 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 （1）土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの 1）積ブロック（間知・ブロック質量 150kg /個以上）を使用する場合。 2）作業半径が 8.5m を超える場合又は吊上げ高さが 5.8m を超える場合。 3）勾配が1割以上（1：1.0以上）の法面に施工する場合。 4）JIS 以外の積ブロックを使用する場合。 （2）<u>特別調査等別途考慮するもの</u> 1）離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 2）その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。 （略）	⑤ コンクリートブロック積工 1. 適用範囲 1－1 標準単価が適用出来る範囲 （1）勾配が1割未満（1：1.0未満）の法面に施工するブロック積みで、JIS タイプ（JIS で規定する形状寸法）の積ブロック（間知・ブロック質量 150kg /個未満）を使用する場合に適用する。 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 （1）土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの 1）積ブロック（間知・ブロック質量 150kg /個以上）を使用する場合。 2）作業半径が 8.5m を超える場合又は吊上げ高さが 5.8m を超える場合。 3）勾配が1割以上（1：1.0以上）の法面に施工する場合。 4）JIS 以外の積ブロックを使用する場合。 （2）<u>別途考慮するもの</u> 1）離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 2）その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。 （略）
VI-1-⑥-1	⑥ 排水構造物工 1. 適用範囲 1－1 標準単価が適用出来る範囲 （1）排水構造物工のうちプレキャスト製品によるU型（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む）側溝、自由勾配側溝及び蓋版の設置、再利用撤去工事に適用。 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 （1）土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの 1）再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。 2）地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。 （2）<u>特別調査等別途考慮するもの</u> 1）離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 2）その他、規格・仕様等が適合しない場合。 2. 標準単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （1）標準単価には、側溝本体、蓋版、基礎砕石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。 （2）側溝、蓋版の設置、再利用撤去における施工方法（機械・人力）は問わない。 （3）移設時の設置工事にも適用出来る。 （4）敷材としてモルタルに替えて砂を使用する場合にも適用出来る。 （5）鋼製蓋版は受枠の有無にかかわらず適用出来る。 （6）<u>随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</u> （略）	⑥ 排水構造物工 1. 適用範囲 1－1 標準単価が適用出来る範囲 （1）排水構造物工のうちプレキャスト製品によるU型（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む）側溝、自由勾配側溝及び蓋版の設置、再利用撤去工事に適用。 1－2 標準単価が適用出来ない範囲 （1）土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの 1）再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。 2）地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。 （2）<u>別途考慮するもの</u> 1）離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 2）その他、規格・仕様等が適合しない場合。 2. 標準単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （1）標準単価には、側溝本体、蓋版、基礎砕石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。 （2）側溝、蓋版の設置、再利用撤去における施工方法（機械・人力）は問わない。 （3）移設時の設置工事にも適用出来る。 （4）敷材としてモルタルに替えて砂を使用する場合にも適用出来る。 （5）鋼製蓋版は受枠の有無にかかわらず適用出来る。 （略）

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-①-1	第2章 市場単価 ① インターロッキングブロック工 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、インターロッキングブロック工に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設，更新，撤去工事（ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。） (2) 特殊品を使用する場合は，「3. 適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することが出来る。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) <u>特別調査等別途考慮するもの</u> 1) メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。 2) 連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。 3) 敷材料に練りモルタル，樹脂モルタル，空練りモルタルを使用する設置及び撤去工事。 4) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 5) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 (1) ブロックの種類 1) 標準品 ブロック厚 6 cm， 8 cmのブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。 なお形状は， 5. 参考資料を参照されたい。 2) 特殊品 特殊品とは以下のものをいう。 イ) 標準品と同形状で青色及び特殊配合した色のブロック。 ロ) 視覚障害者用に表面加工してあるブロック。 ハ) 標準品と同形状でショットブラスト仕上げ，洗い出し仕上げ，研出し仕上げ，粉末樹脂，ガラスビーズ，溶射等を行い表面加工したもの。デザインを施したもの。透水性，植生用，複合（天然石，タイル）のもの。 3) オリジナル品 標準品と形状の異なる各社のオリジナル品。特に扇型等曲線的配置を目的としたもの。 (2) ブロックの配置 1) 直線的配置 標準品を直線的に配置する。 2 色による色合わせを含む。 2) 曲線的配置 標準品を円形（半径 10m以上で楕円，欠円含む），波形等曲線的に配置する。 2 色による色合わせを含む。 	第2章 市場単価 ① インターロッキングブロック工 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、インターロッキングブロック工に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設，更新，撤去工事（ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。） (2) 特殊品を使用する場合は，「3. 適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することが出来る。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) <u>別途考慮するもの</u> 1) メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。 2) 連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。 3) 敷材料に練りモルタル，樹脂モルタル，空練りモルタルを使用する設置及び撤去工事。 4) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 5) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 (1) ブロックの種類 1) 標準品 ブロック厚 6 cm， 8 cmのブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。 なお形状は， 5. 参考資料を参照されたい。 2) 特殊品 特殊品とは以下のものをいう。 イ) 標準品と同形状で青色及び特殊配合した色のブロック。 ロ) 視覚障害者用に表面加工してあるブロック。 ハ) 標準品と同形状でショットブラスト仕上げ，洗い出し仕上げ，研出し仕上げ，粉末樹脂，ガラスビーズ，溶射等を行い表面加工したもの。デザインを施したもの。透水性，植生用，複合（天然石，タイル）のもの。 3) オリジナル品 標準品と形状の異なる各社のオリジナル品。特に扇型等曲線的配置を目的としたもの。 (2) ブロックの配置 1) 直線的配置 標準品を直線的に配置する。 2 色による色合わせを含む。 2) 曲線的配置 標準品を円形（半径 10m以上で楕円，欠円含む），波形等曲線的に配置する。 2 色による色合わせを含む。 

第2章 市場単価

① インターロッキングブロック工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、インターロッキングブロック工に適用する。

1－1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 新設，更新，撤去工事（ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。）

(2) 特殊品を使用する場合は，「3. 適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することが出来る。

1－2 市場単価が適用出来ない範囲

(1) 別途考慮するもの

1) メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。

2) 連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。

3) 敷材料に練りモルタル，樹脂モルタル，空練りモルタルを使用する設置及び撤去工事。

4) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。

5) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

(略)

3. 適用にあたっての留意事項

(1) ブロックの種類

1) 標準品

ブロック厚 6 cm， 8 cmのブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。

なお形状は， 5. 参考資料を参照されたい。

2) 特殊品

特殊品とは以下のものをいう。

イ) 標準品と同形状で青色及び特殊配合した色のブロック。

ロ) 視覚障害者用に表面加工してあるブロック。

ハ) 標準品と同形状でショットブラスト仕上げ，洗い出し仕上げ，研出し仕上げ，粉末樹脂，ガラスビーズ，溶射等を行い表面加工したもの。デザインを施したもの。透水性，植生用，複合（天然石，タイル）のもの。

3) オリジナル品

標準品と形状の異なる各社のオリジナル品。特に扇型等曲線的配置を目的としたもの。

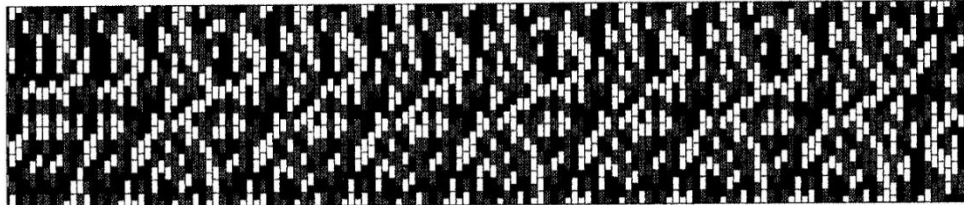
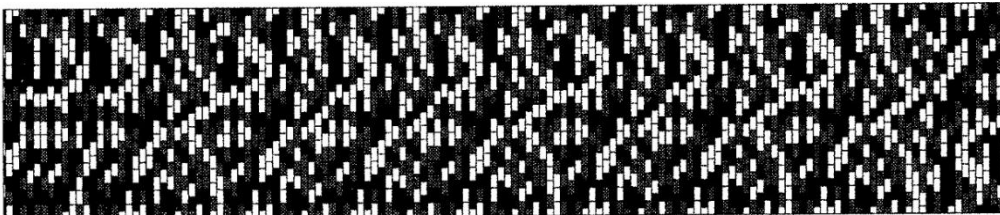
(2) ブロックの配置

1) 直線的配置

標準品を直線的に配置する。2 色による色合わせを含む。

2) 曲線的配置

標準品を円形（半径 10m以上で楕円，欠円含む），波形等曲線的に配置する。2 色による色合わせを含む。

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容											
VI-2-②-1	3） 3色以上による色合わせ 3色以上の標準品を使って模様（絵柄を含む）等にブロックを設置する場合に適用する。 	3） 3色以上による色合わせ 3色以上の標準品を使って模様（絵柄を含む）等にブロックを設置する場合に適用する。 											
	（3） 敷材料の使用量 敷材料は砂とし，材料の使用量は次式による。 イ） 砂・再生砂の場合 使用量（m3）＝100（m2）×敷材料の厚さ（m）×（1+K） K：ロス率（表3. 1 ロス率による） <table><tr><th colspan="2">表3. 1 ロス率</th></tr><tr><th>材 料 名</th><th>ロス率</th></tr><tr><td>砂</td><td>+0. 29</td></tr></table> （4） 特殊品を使用する場合は，標準の市場単価から標準の一般部ブロック厚6 cm（8 cm）の材料費を差し引き設置手間をもとめ，特殊品の材料費を加算して適用する。（材料費の入れ換え） ただし，加算率・補正係数を適用させる場合は，標準の市場単価を補正した後，材料費を差し引くこととする。 設置手間 ＝ブロック厚6 cm（8 cm），標準の市場単価×加算率・補正係数 －ブロック厚6 cm（8 cm），標準の材料単価×1. 02 特殊品設計単価＝設置手間＋ブロック厚6 cm（8 cm），特殊品材料単価×1. 02 （5） オリジナル品及びキャブ部の蓋部に連続して設置する場合は，材料費の入れ換えによる市場単価を適用しない。 （6） 透水シート布設の有無に関わらず適用できる。ただし，透水シートの材料費は別途計上する。 （7） 設置してあるインターロッキングブロックを撤去して，再使用する場合は，次式による。 撤去（再使用）の標準の市場単価×加算率・補正係数＋設置手間＋新品材料（不足分）のロス （注1）再設置にあたり発生する材料のロスは新設と同様2％とする。 （注2）設置手間については，（4）の特殊品を使用する場合と同じとする。 （8） 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。 （略） ② 防護柵設置工 ②－1 防護柵設置工（ガードレール） 1. 適用範囲 本資料は，市場単価方式による，防護柵設置工（ガードレール）に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 新設・更新，撤去工事。 （2） 部材設置，部材撤去。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （1） 橋梁建込の場合。 （2） 見積等により別途積算するもの。	表3. 1 ロス率		材 料 名	ロス率	砂	+0. 29	（3） 敷材料の使用量 敷材料は砂とし，材料の使用量は次式による。 イ） 砂・再生砂の場合 使用量（m3）＝100（m2）×敷材料の厚さ（m）×（1+K） K：ロス率（表3. 1 ロス率による） <table><tr><th colspan="2">表3. 1 ロス率</th></tr><tr><th>材 料 名</th><th>ロス率</th></tr><tr><td>砂</td><td>+0. 29</td></tr></table> （4） 特殊品を使用する場合は，標準の市場単価から標準の一般部ブロック厚6 cm（8 cm）の材料費を差し引き設置手間をもとめ，特殊品の材料費を加算して適用する。（材料費の入れ換え） ただし，加算率・補正係数を適用させる場合は，標準の市場単価を補正した後，材料費を差し引くこととする。 設置手間 ＝ブロック厚6 cm（8 cm），標準の市場単価×加算率・補正係数 －ブロック厚6 cm（8 cm），標準の材料単価×1. 02 特殊品設計単価＝設置手間＋ブロック厚6 cm（8 cm），特殊品材料単価×1. 02 （5） オリジナル品及びキャブ部の蓋部に連続して設置する場合は，材料費の入れ換えによる市場単価を適用しない。 （6） 透水シート布設の有無に関わらず適用できる。ただし，透水シートの材料費は別途計上する。 （7） 設置してあるインターロッキングブロックを撤去して，再使用する場合は，次式による。 撤去（再使用）の標準の市場単価×加算率・補正係数＋設置手間＋新品材料（不足分）のロス （注1）再設置にあたり発生する材料のロスは新設と同様2％とする。 （注2）設置手間については，（4）の特殊品を使用する場合と同じとする。 （略） ② 防護柵設置工 ②－1 防護柵設置工（ガードレール） 1. 適用範囲 本資料は，市場単価方式による，防護柵設置工（ガードレール）に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 新設・更新，撤去工事。 （2） 部材設置，部材撤去。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （1） 橋梁建込の場合。 （2） 見積等により別途積算するもの。	表3. 1 ロス率		材 料 名	ロス率	砂
表3. 1 ロス率													
材 料 名	ロス率												
砂	+0. 29												
表3. 1 ロス率													
材 料 名	ロス率												
砂	+0. 29												

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-②-16	1) 事故後の復旧工事（設置・撤去）。 (3) <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> 1) ベースプレート式の設置の場合。 2) 2－2市場単価の規格・仕様（表2. 1～2. 8）以外の製品の場合 3) S種, A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。 5) 離島及び山間僻地等で, 明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 6) その他, 規格・仕様等が適合せず, 市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては, 以下の点に留意すること。 (1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は, 次式による。 設置手間＝〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数〕－材料費_{※(1)} ※（1）曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費_{※(2)}+曲げ加工費）とする。 また, 21m未満の設置手間を算出する場合には, 施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費_{※(2)}を40%割増, コンクリート建込の場合には標準材料費_{※(2)}を30%割増）を控除すること。 ※（2）21m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費（m単価）を指す。 (2) 景観色ガードレールの設置費（機・労・材）の算出は, 次式による。 （景観色ガードレールとは, 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品） 設置費＝〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数〕－材料費_{※(1)}＋材料費（景観色）_{※(3)} ※（3）21m未満の材工共価格を算出する場合には, 別途計上する材料費（景観色）に施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費_{※(2)}を40%割増, コンクリート建込の場合には標準材料費_{※(2)}を30%割増）を加算すること。 (3) 耐雪型ガードレールの設置において, ガードレールB種・積雪ランク5, ガードレールC種・積雪ランク4及び5は, 上級種別の規格を適用する。 (4) 移設の設置手間（機・労）の算出は, 次式による。 移設手間＝〔撤去単価（標準の市場単価）×補正係数〕 ＋〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数－材料費_{※(1)}〕 (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定する。 (6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは, プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。 (7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は, コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間（機・労）を別途計上する。 (略)	1) 事故後の復旧工事（設置・撤去）。 (3) <u>別途考慮するもの。</u> 1) ベースプレート式の設置の場合。 2) 2－2市場単価の規格・仕様（表2. 1～2. 8）以外の製品の場合 3) S種, A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。 5) 離島及び山間僻地等で, 明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 6) その他, 規格・仕様等が適合せず, 市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては, 以下の点に留意すること。 (1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は, 次式による。 設置手間＝〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数〕－材料費_{※(1)} ※（1）曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費_{※(2)}+曲げ加工費）とする。 また, 21m未満の設置手間を算出する場合には, 施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費_{※(2)}を40%割増, コンクリート建込の場合には標準材料費_{※(2)}を30%割増）を控除すること。 ※（2）21m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費（m単価）を指す。 (2) 景観色ガードレールの設置費（機・労・材）の算出は, 次式による。 （景観色ガードレールとは, 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品） 設置費＝〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数〕－材料費_{※(1)}＋材料費（景観色）_{※(3)} ※（3）21m未満の材工共価格を算出する場合には, 別途計上する材料費（景観色）に施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費_{※(2)}を40%割増, コンクリート建込の場合には標準材料費_{※(2)}を30%割増）を加算すること。 (3) 耐雪型ガードレールの設置において, ガードレールB種・積雪ランク5, ガードレールC種・積雪ランク4及び5は, 上級種別の規格を適用する。 (4) 移設の設置手間（機・労）の算出は, 次式による。 移設手間＝〔撤去単価（標準の市場単価）×補正係数〕 ＋〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数－材料費_{※(1)}〕 (6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは, プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。 (7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は, コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間（機・労）を別途計上する。 (略)
	②－2 防護柵設置工（ガードパイプ） 1. 適用範囲 本資料は, 市場単価方式による, 防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。 1－1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新, 撤去工事。 (2) 部材設置, 部材撤去。	②－2 防護柵設置工（ガードパイプ） 1. 適用範囲 本資料は, 市場単価方式による, 防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。 1－1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新, 撤去工事。 (2) 部材設置, 部材撤去。

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-②-24	1－2 市場単価が適用できない範囲 （１） 見積り等により別途積算するもの。 １） 事故後の復旧工事（撤去・設置）。 （２） <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> １） 耐雪型を用いる場合。 ２） ベースプレート式ガードパイプの場合。 ３） 2－2 市場単価の規格・仕様（表 2． 1 ～ 2． 5）以外の製品の場合。 ４） 景観型ガードパイプの場合（G p－A－3 E 4, G p－A－3 E V等）。 ５） A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 ６） 特殊袖ビーム（張出し幅 300mm・500mm のE型袖など）の場合。 ７） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ８） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。 （略） ②－3 防護柵設置工（横断・転落防止柵） 1. 適用範囲 本資料は，市場単価方式による，柵高 70cm 以上 125cm 以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （１） 新設・更新，撤去工事。 （２） 部材設置，部材撤去工事。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （１） 見積り等により別途積算するもの。 １） 事故後の復旧工事（設置・撤去）。 （２） <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> １） 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。 ２） 高さが 125cm 超の場合。 ３） 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。 ４） アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。 ５） 勾配が 2 割未満（1：2.0 未満）の階段部、法面に設置する場合。 ６） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ７） その他，規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価適用にあたっては，以下の点に留意すること。 （１） 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。 （２） プレキャストコンクリートブロック建込の根入れ深さが変わる場合でも，プレキャストコンクリートブロック質量が 100kg 未満であれば適用出来る。 （３） 根巻きコンクリートは，プレキャストコンクリートブロック，現場打設を問わず適用出来る。 （４） 部材の色を問わず適用出来る。 （略）	1－2 市場単価が適用できない範囲 （１） 見積り等により別途積算するもの。 １） 事故後の復旧工事（撤去・設置）。 （２） <u>別途考慮するもの。</u> １） 耐雪型を用いる場合。 ２） ベースプレート式ガードパイプの場合。 ３） 2－2 市場単価の規格・仕様（表 2． 1 ～ 2． 5）以外の製品の場合。 ４） 景観型ガードパイプの場合（G p－A－3 E 4, G p－A－3 E V等）。 ５） A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 ６） 特殊袖ビーム（張出し幅 300mm・500mm のE型袖など）の場合。 ７） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ８） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。 （略） ②－3 防護柵設置工（横断・転落防止柵） 1. 適用範囲 本資料は，市場単価方式による，柵高 70cm 以上 125cm 以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （１） 新設・更新，撤去工事。 （２） 部材設置，部材撤去工事。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （１） 見積り等により別途積算するもの。 １） 事故後の復旧工事（設置・撤去）。 （２） <u>別途考慮するもの。</u> １） 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。 ２） 高さが 125cm 超の場合。 ３） 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。 ４） アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。 ５） 勾配が 2 割未満（1：2.0 未満）の階段部、法面に設置する場合。 ６） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ７） その他，規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価適用にあたっては，以下の点に留意すること。 （２） プレキャストコンクリートブロック建込の根入れ深さが変わる場合でも，プレキャストコンクリートブロック質量が 100kg 未満であれば適用出来る。 （３） 根巻きコンクリートは，プレキャストコンクリートブロック，現場打設を問わず適用出来る。 （４） 部材の色を問わず適用出来る。 （略）

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																												
VI-2-②-32	②－４ 防護柵設置工（落石防護柵） 1. 適用範囲 本資料は市場単価方式による，落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去工に適用する。 なお，市場単価の適用工種は，下記のとおりとする。 1－1 市場単価が適用できる範囲 （1） 防護柵設置工のうち，落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去に適用し，柵高は4 m以下，支柱間隔は3 m（耐雪型（上弦材付き）は3 m， 2 m）とする。 1－2 市場単価が適用できない範囲 （1） <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> 1）柵高が1. 5m未満,または4 mを超える場合。 2）耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。 3）耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付き）で柵高が3 mを超える場合。 4）落雪（せり出し）防護柵の場合。 5）支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 6）高エネルギー吸収柵の場合。 7）離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8）その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。 （1） 支柱は溶融亜鉛メッキ2種（HDZT77）を標準とする。 なお、メッキ+焼付塗装（工場加工）は補正係数（K₃）により補正を行う。 （2） 金網は亜鉛メッキを標準とする。 なお，亜鉛メッキはJIS G 3552 の内，Z－G S 3種，Z－G S 4種を対象とし，Z－G S 7種（厚メッキ）は補正係数（K₅）により補正を行う。 （3） ロープ・金網設置工は支柱間隔に関わらず適用できる。 （4） 間隔保持材なしの場合の補正係数（K₄）により，補正を行った場合の柵高とロープ本数は，下表のとおりである。 <table><caption>表3. 1 落石防護柵（間隔保持材なし）</caption><tr><th>区 分</th><th>規格・仕様</th></tr><tr><td>柵高 1.55m</td><td>ロープ本数 5本</td></tr><tr><td>柵高 2.00m</td><td>ロープ本数 6本</td></tr><tr><td>柵高 2.50m</td><td>ロープ本数 8本</td></tr><tr><td>柵高 3.00m</td><td>ロープ本数 9本</td></tr><tr><td>柵高 3.50m</td><td>ロープ本数 11本</td></tr><tr><td>柵高 4.00m</td><td>ロープ本数 13本</td></tr></table> （5） 撤去の場合の補正係数（K₆）は，落石防護擁壁の撤去は含まない。 （6） 資材の持ち上げ範囲は10m以下とし，それをを超える場合は別途とする。 （7） 排土口（除石開閉口）の有無にかかわらず適用できる。 （8） アンカーの規格・仕様は，φ 25 × 1,000 を標準とする。 （9） ステーはφ18 3×7 G／Oを標準とし，H形鋼を使用したものは対象外とする。 （10） 随意契約により調整を行う場合の取り扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。	区 分	規格・仕様	柵高 1.55m	ロープ本数 5本	柵高 2.00m	ロープ本数 6本	柵高 2.50m	ロープ本数 8本	柵高 3.00m	ロープ本数 9本	柵高 3.50m	ロープ本数 11本	柵高 4.00m	ロープ本数 13本	②－４ 防護柵設置工（落石防護柵） 1. 適用範囲 本資料は市場単価方式による，落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去工に適用する。 なお，市場単価の適用工種は，下記のとおりとする。 1－1 市場単価が適用できる範囲 （1） 防護柵設置工のうち，落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去に適用し，柵高は4 m以下，支柱間隔は3 m（耐雪型（上弦材付き）は3 m， 2 m）とする。 1－2 市場単価が適用できない範囲 （1） <u>別途考慮するもの。</u> 1）柵高が1. 5m未満,または4 mを超える場合。 2）耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。 3）耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付き）で柵高が3 mを超える場合。 4）落雪（せり出し）防護柵の場合。 5）支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 6）高エネルギー吸収柵の場合。 7）離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8）その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。 （1） 支柱は溶融亜鉛メッキ2種（HDZT77）を標準とする。 なお、メッキ+焼付塗装（工場加工）は補正係数（K₃）により補正を行う。 （2） 金網は亜鉛メッキを標準とする。 なお，亜鉛メッキはJIS G 3552 の内，Z－G S 3種，Z－G S 4種を対象とし，Z－G S 7種（厚メッキ）は補正係数（K₅）により補正を行う。 （3） ロープ・金網設置工は支柱間隔に関わらず適用できる。 （4） 間隔保持材なしの場合の補正係数（K₄）により，補正を行った場合の柵高とロープ本数は，下表のとおりである。 <table><caption>表3. 1 落石防護柵（間隔保持材なし）</caption><tr><th>区 分</th><th>規格・仕様</th></tr><tr><td>柵高 1.55m</td><td>ロープ本数 5本</td></tr><tr><td>柵高 2.00m</td><td>ロープ本数 6本</td></tr><tr><td>柵高 2.50m</td><td>ロープ本数 8本</td></tr><tr><td>柵高 3.00m</td><td>ロープ本数 9本</td></tr><tr><td>柵高 3.50m</td><td>ロープ本数 11本</td></tr><tr><td>柵高 4.00m</td><td>ロープ本数 13本</td></tr></table> （5） 撤去の場合の補正係数（K₆）は，落石防護擁壁の撤去は含まない。 （6） 資材の持ち上げ範囲は10m以下とし，それをを超える場合は別途とする。 （7） 排土口（除石開閉口）の有無にかかわらず適用できる。 （8） アンカーの規格・仕様は，φ 25 × 1,000 を標準とする。 （9） ステーはφ18 3×7 G／Oを標準とし，H形鋼を使用したものは対象外とする。	区 分	規格・仕様	柵高 1.55m	ロープ本数 5本	柵高 2.00m	ロープ本数 6本	柵高 2.50m	ロープ本数 8本	柵高 3.00m	ロープ本数 9本	柵高 3.50m	ロープ本数 11本	柵高 4.00m	ロープ本数 13本
区 分	規格・仕様																													
柵高 1.55m	ロープ本数 5本																													
柵高 2.00m	ロープ本数 6本																													
柵高 2.50m	ロープ本数 8本																													
柵高 3.00m	ロープ本数 9本																													
柵高 3.50m	ロープ本数 11本																													
柵高 4.00m	ロープ本数 13本																													
区 分	規格・仕様																													
柵高 1.55m	ロープ本数 5本																													
柵高 2.00m	ロープ本数 6本																													
柵高 2.50m	ロープ本数 8本																													
柵高 3.00m	ロープ本数 9本																													
柵高 3.50m	ロープ本数 11本																													
柵高 4.00m	ロープ本数 13本																													

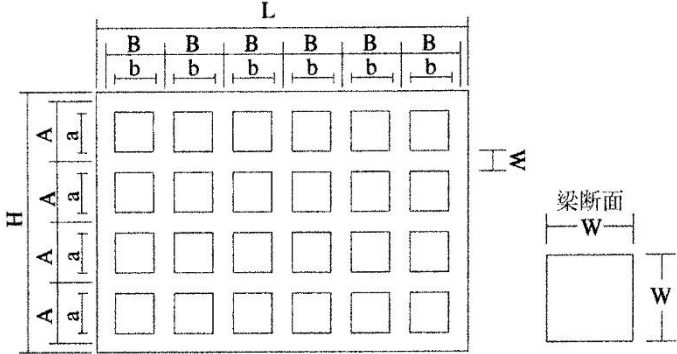
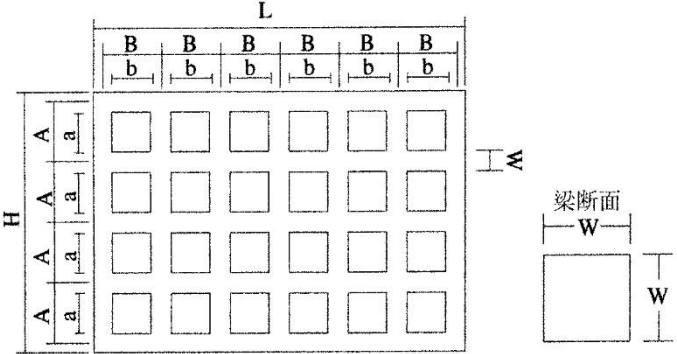
記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-②-41	（略） ②ー5 防護柵設置工（落石防止網） 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。 1ー1 市場単価が適用できる範囲 （1） 資材持ち上げ直高が 45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。 （2） 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ,または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。 （3） 落石対策便覧（平成２９年度版）に対応した製品を採用する場合。 1ー2 市場単価が適用できない範囲 （1） <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> １） ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。 ２） ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。 ３） アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 ４） 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。 ５） 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ６） その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 （2） 落石対策便覧（平成１２年度版）に対応した製品を採用する場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （1） 簡易ケーブルクレーンで資材を持上げる場合は、簡易ケーブルクレーンの設置・撤去に要する費用は別途「第Ⅳ編第２章①ー７雪崩予防柵設置工 3-3 簡易ケーブルクレーン設置撤去歩掛」により計上する。これによりがたい場合は、別途考慮する。 （2） 随意契約による調整を行う場合の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。 （略）	（略） ②ー5 防護柵設置工（落石防止網） 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。 1ー1 市場単価が適用できる範囲 （1） 資材持ち上げ直高が 45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。 （2） 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ,または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。 （3） 落石対策便覧（平成２９年度版）に対応した製品を採用する場合。 1ー2 市場単価が適用できない範囲 （1） <u>別途考慮するもの。</u> １） ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。 ２） ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。 ３） アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 ４） 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。 ５） 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ６） その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 （2） 落石対策便覧（平成１２年度版）に対応した製品を採用する場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （1） 簡易ケーブルクレーンで資材を持上げる場合は、簡易ケーブルクレーンの設置・撤去に要する費用は別途「第Ⅳ編第２章①ー７雪崩予防柵設置工 3-3 簡易ケーブルクレーン設置撤去歩掛」により計上する。これによりがたい場合は、別途考慮する。 （略）
VI-2-③-1	③ 法面工 ③ー1 法面工 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。 1ー1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付枠工のうち枠内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工） 1ー2 市場単価が適用出来ない範囲 （1） 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの １） 法面工のうち法面整形工、コンクリート法枠工、吹付枠工（枠内吹付を除く）及び吹付法面とりこわし工 （2） <u>特別調査等別途考慮するもの</u>	③ 法面工 ③ー1 法面工 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。 1ー1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付枠工のうち枠内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工） 1ー2 市場単価が適用出来ない範囲 （1） 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの １） 法面工のうち法面整形工、コンクリート法枠工、吹付枠工（枠内吹付を除く）及び吹付法面とりこわし工 （2） <u>別途考慮するもの</u>

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																																																																					
	1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が 45mを超える場合、または、吹付けのホース延長が 100 mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が 80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が 25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が 30mを超える場合 2) 使用植物（種子）に花系及び表 2.6 以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工，客土吹付工，種子散布工，植生マット工，植生シート工 3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工 4) 吹付枠工の枠内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合 5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合 ① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合 ② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの ③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合 6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合 ① 植生筋工，筋芝工を切土法面に施工する場合 ② 部分張り（目地張り，千鳥張り，市松張り）の場合 ③ 公園工事の場合 ④ 道路植栽工事の場合 7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合 8) 法面施肥工を使用する場合 9) モルタル吹付工，コンクリート吹付工，植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合 1 0) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 1 1) 夜間作業の場合 1 2) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合 2. 市場単価の設定 2－1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。 <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th><th rowspan="2">法面整形工</th><th rowspan="2">法面清掃</th><th rowspan="2">ラピス・アンカの設置</th><th rowspan="2">吹付</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>モルタル吹付工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>コンクリート吹付工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>植生基材吹付工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 残土の積み 残土の運搬 残土の処分（処分費） (注) 1. モルタル吹付工及びコンクリート吹付工には，特殊養生，雪寒仮囲いのための機械経費，労務費，材料費は含まない。なお，必要な場合は別途計上する。 2. 植生基材吹付工には，吹付後の散水養生は含まない。 3. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 4. 法面清掃は，法面のゴミ，浮き石等を除去し，地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また，根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。 5. 残土とは，法面清掃で発生する残土を示す。 1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が 45mを超える場合、または、吹付けのホース延長が 100 mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が 80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が 25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が 30mを超える場合 2) 使用植物（種子）に花系及び表 2.6 以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工，客土吹付工，種子散布工，植生マット工，植生シート工 3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工 4) 吹付枠工の枠内吹付で，モルタル，コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合 5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合 ① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合 ② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの ③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合 6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合 ① 植生筋工，筋芝工を切土法面に施工する場合 ② 部分張り（目地張り，千鳥張り，市松張り）の場合 ③ 公園工事の場合 ④ 道路植栽工事の場合 7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合 8) 法面施肥工を使用する場合 9) モルタル吹付工，コンクリート吹付工，植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合 1 0) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 1 1) 夜間作業の場合 1 2) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合 2. 市場単価の設定 2－1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。 <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th><th rowspan="2">法面整形工</th><th rowspan="2">法面清掃</th><th rowspan="2">ラピス・アンカの設置</th><th rowspan="2">吹付</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>モルタル吹付工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>コンクリート吹付工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>植生基材吹付工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 残土の積み 残土の運搬 残土の処分（処分費） (注) 1. モルタル吹付工及びコンクリート吹付工には，特殊養生，雪寒仮囲いのための機械経費，労務費，材料費は含まない。なお，必要な場合は別途計上する。 2. 植生基材吹付工には，吹付後の散水養生は含まない。 3. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 4. 法面清掃は，法面のゴミ，浮き石等を除去し，地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また，根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。 5. 残土とは，法面清掃で発生する残土を示す。 6. 残土の積み及び残土の運搬は，現場内小運搬を示す。	工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃	ラピス・アンカの設置	吹付	機	労	材	モルタル吹付工	○	○	○					コンクリート吹付工	○	○	○					植生基材吹付工								工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃	ラピス・アンカの設置	吹付	機	労	材	モルタル吹付工	○	○	○					コンクリート吹付工	○	○	○					植生基材吹付工							
工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃					ラピス・アンカの設置	吹付																																																												
	機	労	材																																																																				
モルタル吹付工	○	○	○																																																																				
コンクリート吹付工	○	○	○																																																																				
植生基材吹付工																																																																							
工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃	ラピス・アンカの設置	吹付																																																																
	機	労	材																																																																				
モルタル吹付工	○	○	○																																																																				
コンクリート吹付工	○	○	○																																																																				
植生基材吹付工																																																																							

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																																												
	<table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>客土吹付工 種子散布工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 法面整形工 法面清掃 ラネット 織張 維工 吹付け（散布） 残土の 積み込み 残土の 運搬 残土の 処分 処理 (注) 1. 客土吹付工及び種子散布工には、吹付後の散水養生は含まない。 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 3. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。 4. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。 5. 種子散布工は、顔料の使用の有無にかかわらず適用出来る。 <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>植生マット工 植生シート工</td><td> </td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 法面整形工 法面清掃 植生 マット シート 張張 残土の 積み込み 残土の 運搬 残土の 処分 処理 (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 2. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山とマット・シートとの付着を良好にすることを示す。また、根等はマット・シートの付着に支障が出る場合に除去する。 3. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。 (1) モルタル吹付工，コンクリート吹付工 1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。 2) モルタル，コンクリートの強度は、15N／mm²（150kgf／cm²）程度以上とする。 3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別にかかわらず適用出来る。 4) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm，アンカーピンは φ 9(D10) × L＝200mm・1.5 本／ m²，及び φ 16(D16) × L＝400mm・0.3 本／ m² をそれぞれ標準とする。 5) 溶接金網を使用する場合は適用出来ない。 6) ラス張工はスペーサの有無にかかわらず適用出来る。 7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。 8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。	工 種	市場単価			機	労	材	客土吹付工 種子散布工	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	植生マット工 植生シート工		○	○	<table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>客土吹付工 種子散布工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 法面整形工 法面清掃 ラネット 織張 維工 吹付け（散布） 残土の 積み込み 残土の 運搬 残土の 処分 処理 (注) 1. 客土吹付工及び種子散布工には、吹付後の散水養生は含まない。 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 3. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。 4. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。 5. 種子散布工は、顔料の使用の有無にかかわらず適用出来る。 <u>6. 残土の積み込み及び残土の運搬は、現場内小運搬を示す。</u> <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>植生マット工 植生シート工</td><td> </td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 法面整形工 法面清掃 植生 マット シート 張張 残土の 積み込み 残土の 運搬 残土の 処分 処理 (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 2. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山とマット・シートとの付着を良好にすることを示す。また、根等はマット・シートの付着に支障が出る場合に除去する。 3. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。 <u>4. 残土の積み込み及び残土の運搬は、現場内小運搬を示す。</u> (略) 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。 (1) モルタル吹付工，コンクリート吹付工 1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし、平面部のみの施工には適用出来ない。 2) モルタル，コンクリートの強度は、15N／mm²（150kgf／cm²）程度以上とする。 3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別にかかわらず適用出来る。 4) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm，アンカーピンは φ 9(D10) × L＝200mm・1.5 本／ m²，及び φ 16(D16) × L＝400mm・0.3 本／ m² をそれぞれ標準とする。 5) 溶接金網を使用する場合は適用出来ない。 6) ラス張工はスペーサの有無にかかわらず適用出来る。 7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。 8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。	工 種	市場単価			機	労	材	客土吹付工 種子散布工	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	植生マット工 植生シート工		○	○
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
客土吹付工 種子散布工	○	○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
植生マット工 植生シート工		○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
客土吹付工 種子散布工	○	○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
植生マット工 植生シート工		○	○																																											

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-③-14	9) 目地及び水抜パイプ等の施工の有無にかかわらず適用出来る。 1 0) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。 1 1) オーバーハングの法面は別途考慮する。 1 2) 施工規模は、モルタル吹付工，コンクリート吹付工のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。 (2) 植生基材吹付工 1) 菱形金網は，線形 2.0mm 網目 50mm，アンカーピンは φ 9(D10) × L＝200mm・1.5 本／ m²，及び φ 16(D16) × L＝400mm・0.3 本／ m² をそれぞれ標準とする。 2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。 3) 施工規模は，植生基材吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。 4) 植生基材吹付工は，法面部への施工を標準とするが，法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用できる。ただし，平面部のみの施工には適用出来ない。 5) ラス張工はスぺーサの有無にかかわらず適用出来る 6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。 (3) 客土吹付工，種子散布工 1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は，第Ⅵ編第2章⑥－2吹付枠工による。 2) 施工規模は，客土吹付工，種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。 3) 客土吹付工は，法面部への施工を標準とするが，法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし，平面部のみの施工には適用出来ない。 4) 種子散布工は施工場所（法面部・平面部）にかかわらず適用出来る。 5) 「繊維ネット工」が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。 (4) 枠内吹付工 1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は第Ⅵ編第2章⑥－2吹付枠工による。 (5) 植生マット工，植生シート工，繊維ネット工 1) 肥料袋付（肥料袋間隔：40 ～ 50cm）が2重ネット，肥料袋無が1重ネットを標準とする。 2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工，繊維ネット工（肥料袋付）が6本/m² 程度，植生シート工が4本/m² 程度，繊維ネット（肥料袋無）が3本/m² 程度を標準とする。また，アンカーピンはφ 9(D10) × L＝200mm，止め釘はL＝150mm を標準とする。 3) 繊維ネット工は，種子の費用を含まない。 4) 施工規模は，1工事における植生マット工，植生シート工の合計数量で判定する。 5) 繊維ネット工を単独で施工する場合，施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合，施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。 (6) 植生筋工，筋芝工，張芝工 1) 植生筋工，筋芝工の設計数量は，芝の総面積ではなく，対象となる法面の面積とする。 2) 植生筋工，筋芝工は土羽厚 30cm を標準とする。 3) 張芝工は，施工場所（法面部・平面部）にかかわらず適用出来る。 4) 植生筋工，筋芝工は耳芝及び肥料等，張芝工は，耳芝，目串及び肥料等必要な資材を含む。ただし，使用の有無にかかわらず適用出来る。 5) 施工規模は，植生筋工，筋芝工，張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。 6) 北海道の張芝の形状はロール芝とし，かけ土作業は含まない（栽培土工芝も適用可）。 (7) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。 (略)	9) 目地及び水抜パイプ等の施工の有無にかかわらず適用出来る。 1 0) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。 1 1) オーバーハングの法面は別途考慮する。 1 2) 施工規模は，モルタル吹付工，コンクリート吹付工のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。 (2) 植生基材吹付工 1) 菱形金網は，線形 2.0mm 網目 50mm，アンカーピンは φ 9(D10) × L＝200mm・1.5 本／ m²，及び φ 16(D16) × L＝400mm・0.3 本／ m² をそれぞれ標準とする。 2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。 3) 施工規模は，植生基材吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。 4) 植生基材吹付工は，法面部への施工を標準とするが，法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用できる。ただし，平面部のみの施工には適用出来ない。 5) ラス張工はスぺーサの有無にかかわらず適用出来る 6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。 (3) 客土吹付工，種子散布工 1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は，第Ⅵ編第2章⑥－2吹付枠工による。 2) 施工規模は，客土吹付工，種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。 3) 客土吹付工は，法面部への施工を標準とするが，法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用出来る。ただし，平面部のみの施工には適用出来ない。 4) 種子散布工は施工場所（法面部・平面部）にかかわらず適用出来る。 5) 「繊維ネット工」が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。 (4) 枠内吹付工 1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は第Ⅵ編第2章⑥－2吹付枠工による。 (5) 植生マット工，植生シート工，繊維ネット工 1) 肥料袋付（肥料袋間隔：40 ～ 50cm）が2重ネット，肥料袋無が1重ネットを標準とする。 2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工，繊維ネット工（肥料袋付）が6本/m² 程度，植生シート工が4本/m² 程度，繊維ネット（肥料袋無）が3本/m² 程度を標準とする。また，アンカーピンはφ 9(D10) × L＝200mm，止め釘はL＝150mm を標準とする。 3) 繊維ネット工は，種子の費用を含まない。 4) 施工規模は，1工事における植生マット工，植生シート工の合計数量で判定する。 5) 繊維ネット工を単独で施工する場合，施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合，施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。 (6) 植生筋工，筋芝工，張芝工 1) 植生筋工，筋芝工の設計数量は，芝の総面積ではなく，対象となる法面の面積とする。 2) 植生筋工，筋芝工は土羽厚 30cm を標準とする。 3) 張芝工は，施工場所（法面部・平面部）にかかわらず適用出来る。 4) 植生筋工，筋芝工は耳芝及び肥料等，張芝工は，耳芝，目串及び肥料等必要な資材を含む。ただし，使用の有無にかかわらず適用出来る。 5) 施工規模は，植生筋工，筋芝工，張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。 6) 北海道の張芝の形状はロール芝とし，かけ土作業は含まない（栽培土工芝も適用可）。 (略)
	③－2 吹 付 枠 工 1. 適 用 範 囲 本資料は，市場単価方式による吹付枠工に適用する。	③－2 吹 付 枠 工 1. 適 用 範 囲 本資料は，市場単価方式による吹付枠工に適用する。

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																																																																																																				
	1－1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付枠工。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （1） <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> 1） 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。 2） 梁の断面が正方形以外の場合。 3） 基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外（三角形、台形、円形等）の場合（一部分のみが矩形以外の場合は除く）。 4） 設計アンカー力が標準以外の場合。 5） 梁断面 150×150 で主アンカーにロックボルトを使用する場合。 6） 梁断面 300×300 以下でスターラップを配置する場合。 7） ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。 8） ラス張工で菱形金網を使用しない場合。 9） 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 10） 夜間作業の場合 11） 逆巻き施工の場合 12） その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 2－1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。 <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th><th rowspan="2">法面整形工</th><th rowspan="2">法面清掃</th><th rowspan="2">ラビン・等 の アン カー 設置</th><th rowspan="2">型枠・鉄筋 設置</th><th rowspan="2">アン カー 設置</th><th rowspan="2">法 枠 吹 付 け</th><th rowspan="2">枠内吹付け等</th><th rowspan="2">グ ラ ウ ン ド ア ン 設置</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>吹 付 枠 工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. ハンチの有無は問わない。 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 3. 目地については別途考慮する。 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。 なお、必要な場合は別途計上する。 <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th><th rowspan="2">法面整形工</th><th rowspan="2">法面清掃</th><th rowspan="2">ラビン・等 の アン カー 設置</th><th rowspan="2">吹 付 枠 工</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>ラス張工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. ラス張工（法面清掃）は全面張を標準とする。 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 3. 法面清掃とは、施工に先立ち行う簡易清掃及び補修を示す。なお、その際発生する残土の積込み、運搬についても含む。 <table><tr><td>残土の積込み</td><td>残土の運搬</td><td>残土の処理（処分費）</td></tr></table> 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付枠工。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （1） <u>別途考慮するもの。</u> 1） 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。 2） 梁の断面が正方形以外の場合。 3） 基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外（三角形、台形、円形等）の場合（一部分のみが矩形以外の場合は除く）。 4） 設計アンカー力が標準以外の場合。 5） 梁断面 150×150 で主アンカーにロックボルトを使用する場合。 6） 梁断面 300×300 以下でスターラップを配置する場合。 7） ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。 8） ラス張工で菱形金網を使用しない場合。 9） 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 10） 夜間作業の場合 11） 逆巻き施工の場合 12） その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 2－1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。 <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th><th rowspan="2">法面整形工</th><th rowspan="2">法面清掃</th><th rowspan="2">ラビン・等 の アン カー 設置</th><th rowspan="2">型枠・鉄筋 設置</th><th rowspan="2">アン カー 設置</th><th rowspan="2">法 枠 吹 付 け</th><th rowspan="2">枠内吹付け等</th><th rowspan="2">グ ラ ウ ン ド ア ン 設置</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>吹 付 枠 工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. ハンチの有無は問わない。 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 3. 目地については別途考慮する。 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。 なお、必要な場合は別途計上する。 <table><tr><td>残土の積込み</td><td>残土の運搬</td><td>残土の処理（処分費）</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th><th rowspan="2">法面整形工</th><th rowspan="2">法面清掃</th><th rowspan="2">ラビン・等 の アン カー 設置</th><th rowspan="2">吹 付 枠 工</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>ラス張工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. ラス張工（法面清掃）は全面張を標準とする。 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 3. 法面清掃とは、施工に先立ち行う簡易清掃及び補修を示す。なお、その際発生する現場内の残土の積込み、運搬についても含む。 <table><tr><td>残土の積込み</td><td>残土の運搬</td><td>残土の処理（処分費）</td></tr></table>	工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃	ラビン・等 の アン カー 設置	型枠・鉄筋 設置	アン カー 設置	法 枠 吹 付 け	枠内吹付け等	グ ラ ウ ン ド ア ン 設置	機	労	材	吹 付 枠 工	○	○	○									工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃	ラビン・等 の アン カー 設置	吹 付 枠 工	機	労	材	ラス張工	○	○	○					残土の積込み	残土の運搬	残土の処理（処分費）	工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃	ラビン・等 の アン カー 設置	型枠・鉄筋 設置	アン カー 設置	法 枠 吹 付 け	枠内吹付け等	グ ラ ウ ン ド ア ン 設置	機	労	材	吹 付 枠 工	○	○	○									残土の積込み	残土の運搬	残土の処理（処分費）	工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃	ラビン・等 の アン カー 設置	吹 付 枠 工	機	労	材	ラス張工	○	○	○					残土の積込み	残土の運搬	残土の処理（処分費）
工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃									ラビン・等 の アン カー 設置	型枠・鉄筋 設置	アン カー 設置	法 枠 吹 付 け	枠内吹付け等	グ ラ ウ ン ド ア ン 設置																																																																																			
	機	労	材																																																																																																			
吹 付 枠 工	○	○	○																																																																																																			
工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃	ラビン・等 の アン カー 設置	吹 付 枠 工																																																																																															
	機	労	材																																																																																																			
ラス張工	○	○	○																																																																																																			
残土の積込み	残土の運搬	残土の処理（処分費）																																																																																																				
工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃	ラビン・等 の アン カー 設置	型枠・鉄筋 設置	アン カー 設置	法 枠 吹 付 け	枠内吹付け等	グ ラ ウ ン ド ア ン 設置																																																																																											
	機	労	材																																																																																																			
吹 付 枠 工	○	○	○																																																																																																			
残土の積込み	残土の運搬	残土の処理（処分費）																																																																																																				
工 種	市場単価			法面整形工	法面清掃	ラビン・等 の アン カー 設置	吹 付 枠 工																																																																																															
	機	労	材																																																																																																			
ラス張工	○	○	○																																																																																																			
残土の積込み	残土の運搬	残土の処理（処分費）																																																																																																				

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-④-1	（略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （１） 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。  計算方法 縦枠：$H \times \{ (L - W) \div B + 1 \}$ 横枠：$b \times \{ (L - W) \div B \} \times \{ (H - W) \div A + 1 \}$ （２） 土質及び法勾配は問わない。 （３） モルタル・コンクリートの強度は $18\text{N}/\text{mm}^2$ 程度以上とする。 （４） 異形棒鋼の材質は SD295A, SD345 を問わない。 （５） スターラップ（梁断面サイズ 400×400 以上）及び水抜パイプの有無は問わない。 （６） 仮設ロープ等による施工を標準とする。 （７） 主アンカー（法枠交点部のアンカー）の種類による市場単価の適用の可否は次表による。 また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー（アンカーピン）の長さは 1.0m 以内とする。 （略） （８） 梁断面サイズの 50% を超える間詰コンクリート（モルタル）が必要な場合は、別途考慮する。 なお、量の判定は各梁ごとに行う。 （９） 施工規模は、コンクリート吹付け、モルタル吹付けを問わず 1 工事の全体数量で判定する。 （10） 梁断面サイズ 400×400 以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい、これを超えるものについては別途考慮する。 （略） （11） 菱形金網は、線径 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは $\phi 9$ (D10) $\times L = 200\text{mm} \cdot 1.5$ 本/m^2 及び $\phi 16$ (D16) $\times L = 400\text{mm} \cdot 0.3$ 本/m^2 をそれぞれ標準とする。 （12） 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。 （略） ④ 道 路 植 栽 工 1. 適 用 範 囲 本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高 3 m 以上、中木とは樹高 60 cm 以上 3 m 未満、低木とは樹高 60 cm 未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ 1.2m での幹の周囲長とし、幹	（略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （１） 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。  計算方法 縦枠：$H \times \{ (L - W) \div B + 1 \}$ 横枠：$b \times \{ (L - W) \div B \} \times \{ (H - W) \div A + 1 \}$ （２） 土質及び法勾配は問わない。 （３） モルタル・コンクリートの強度は $18\text{N}/\text{mm}^2$ 程度以上とする。 （４） 異形棒鋼の材質は SD295A, SD345 を問わない。 （５） スターラップ（梁断面サイズ 400×400 以上）及び水抜パイプの有無は問わない。 （６） 仮設ロープ等による施工を標準とする。 （７） 主アンカー（法枠交点部のアンカー）の種類による市場単価の適用の可否は次表による。 また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー（アンカーピン）の長さは 1.0m 以内とする。 （略） （８） 梁断面サイズの 50% を超える間詰コンクリート（モルタル）が必要な場合は、別途考慮する。 なお、量の判定は各梁ごとに行う。 （９） 施工規模は、コンクリート吹付け、モルタル吹付けを問わず 1 工事の全体数量で判定する。 （10） 梁断面サイズ 400×400 以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい、これを超えるものについては別途考慮する。 （略） （11） 菱形金網は、線径 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは $\phi 9$ (D10) $\times L = 200\text{mm} \cdot 1.5$ 本/m^2 及び $\phi 16$ (D16) $\times L = 400\text{mm} \cdot 0.3$ 本/m^2 をそれぞれ標準とする。 （略） ④ 道 路 植 栽 工 1. 適 用 範 囲 本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高 3 m 以上、中木とは樹高 60 cm 以上 3 m 未満、低木とは樹高 60 cm 未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ 1.2m での幹の周囲長とし、幹

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																
	が枝分かれしている場合の幹周は各々の総和の 70%とする。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 道路及び道路施設の植樹工，植樹管理及び移植工。 1－2 市場単価を適用出来ない範囲 （1） <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> 1） 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。 2） 植樹工の高木幹周 60cm 以上 90cm 未満を人力施工する場合。 3） 地被類植付工でささ類，木草本類，つる性類以外を使用する場合。 4） 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える被地類，または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。 5） 植樹管理(せん定)で定期的なせん定を行っていない場合 6） 移植工のうち，あらかじめ根切りを行い，埋め戻しておき，後日移植する場合。 7） 植樹管理(除草)を機械施工する場合。 8） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 9） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，前記に示すものの他に，以下の点に留意すること。 （1） 道路植栽工の単価及び施工場所区分は，下記のとおりとする。 1） 各規格の単価は，供用区間・歩道及び交通島を標準とする。 2） 供用区間・中央分離帯及び環境緑地帯，未供用区間の場合は，補正係数を適用する。 3） 施工場所の定義は，下記のとおりとする。 ① 供用区間：車両，自転車，歩行者等一般交通の影響を受ける現道上の施工場所で，下記のとおり区分する。 <table><tr><td>歩道</td><td>歩道又は，車道と歩道の間に設置した植栽地</td></tr><tr><td>交通島</td><td>交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地</td></tr><tr><td>中央分離帯</td><td>交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地</td></tr><tr><td>環境緑地帯</td><td>幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯，道の駅等）に設けられた植栽地</td></tr></table> ② 未供用区間：バイパス施工中等で，車両，自転車，歩行者等一般交通の影響を受けない施工場所 （注） 現道上であっても，一般交通の影響をほとんど受けずに作業実施可能な施工場所（通行止区間等）は未供用区間とする。 （2） 植樹は，下記の仕様とする。 1） コンテナ樹木（コンテナプランツ又はポット樹木）にも適用する。ただし，地被類（グラウンドカバー類）及び草花類には，適用しない。 2） 高木の幹周 60 cm 以上 90 cm 未満は，機械施工（バックホウ山積 0.28 m³（平積 0.2 m³））としている。ただし，機械施工が困難な場合は人力施工とし，別途特別調査等とする。 3） 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は，客土材料費を別途計上する。 4） 残土（発生土）の処分費については，運搬費と処分費を別途計上する。 （3） 支柱設置は，下記の仕様とする。 1） 支柱の材質は，杉又は檜とし，防腐加工（焼きは除く）がほどこされたものとする。ただし，北海道はカラ松の焼丸太とする。また，間伐材であっても材質が同一で，防腐加工（焼きは除く）がほどこされていれば適用出来る。 （4） 地被類植付は，下記の仕様とする。 1） ささ類，木草本類，つる性類で，コンテナ径 12 cm 以下のものに適用する。	歩道	歩道又は，車道と歩道の間に設置した植栽地	交通島	交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地	中央分離帯	交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地	環境緑地帯	幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯，道の駅等）に設けられた植栽地	が枝分かれしている場合の幹周は各々の総和の 70%とする。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 道路及び道路施設の植樹工，植樹管理及び移植工。 1－2 市場単価を適用出来ない範囲 （1） <u>別途考慮するもの。</u> 1） 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。 2） 植樹工の高木幹周 60cm 以上 90cm 未満を人力施工する場合。 3） 地被類植付工でささ類，木草本類，つる性類以外を使用する場合。 4） 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える被地類，または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。 5） 植樹管理(せん定)で定期的なせん定を行っていない場合 6） 移植工のうち，あらかじめ根切りを行い，埋め戻しておき，後日移植する場合。 7） 植樹管理(除草)を機械施工する場合。 8） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 9） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，前記に示すものの他に，以下の点に留意すること。 （1） 道路植栽工の単価及び施工場所区分は，下記のとおりとする。 1） 各規格の単価は，供用区間・歩道及び交通島を標準とする。 2） 供用区間・中央分離帯及び環境緑地帯，未供用区間の場合は，補正係数を適用する。 3） 施工場所の定義は，下記のとおりとする。 ① 供用区間：車両，自転車，歩行者等一般交通の影響を受ける現道上の施工場所で，下記のとおり区分する。 <table><tr><td>歩道</td><td>歩道又は，車道と歩道の間に設置した植栽地</td></tr><tr><td>交通島</td><td>交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地</td></tr><tr><td>中央分離帯</td><td>交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地</td></tr><tr><td>環境緑地帯</td><td>幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯，道の駅等）に設けられた植栽地</td></tr></table> ② 未供用区間：バイパス施工中等で，車両，自転車，歩行者等一般交通の影響を受けない施工場所 （注） 現道上であっても，一般交通の影響をほとんど受けずに作業実施可能な施工場所（通行止区間等）は未供用区間とする。 （2） 植樹は，下記の仕様とする。 1） コンテナ樹木（コンテナプランツ又はポット樹木）にも適用する。ただし，地被類（グラウンドカバー類）及び草花類には，適用しない。 2） 高木の幹周 60 cm 以上 90 cm 未満は，機械施工（バックホウ山積 0.28 m³（平積 0.2 m³））としている。ただし，機械施工が困難な場合は人力施工とし，別途特別調査等とする。 3） 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は，客土材料費を別途計上する。 4） 残土（発生土）の処分費については，運搬費と処分費を別途計上する。 （3） 支柱設置は，下記の仕様とする。 1） 支柱の材質は，杉又は檜とし，防腐加工（焼きは除く）がほどこされたものとする。また，間伐材であっても材質が同一で，防腐加工（焼きは除く）がほどこされていれば適用出来る。 （4） 地被類植付は，下記の仕様とする。 1） ささ類，木草本類，つる性類で，コンテナ径 12 cm 以下のものに適用する。	歩道	歩道又は，車道と歩道の間に設置した植栽地	交通島	交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地	中央分離帯	交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地	環境緑地帯	幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯，道の駅等）に設けられた植栽地
歩道	歩道又は，車道と歩道の間に設置した植栽地																	
交通島	交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地																	
中央分離帯	交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地																	
環境緑地帯	幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯，道の駅等）に設けられた植栽地																	
歩道	歩道又は，車道と歩道の間に設置した植栽地																	
交通島	交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地																	
中央分離帯	交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地																	
環境緑地帯	幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯，道の駅等）に設けられた植栽地																	

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																																														
VI-2-⑤-1	2） 高さ（長さ）60 cm以下の地被類に適用する。 （5） 植樹時に行う施肥は施肥の市場単価を適用せず，材料費のみ植樹の市場単価に加算する。 （6） 灌水で散水車（貸与）を使用した場合は，直接工事費に現場修理費および機械管理費を加算する。また無償貸付機械評価額を共通仮設費対象額，現場環境改善費対象額，現場管理費対象額に加算する。 なお，散水車（貸与）の㎡当り運転時間は，「散水車の運転日当り標準運転時間÷日当り作業量」とする。 （7） 移植工における掘取りは仮植地からの掘取り作業にも適用出来る。 （8） 移植工において，掘取部を埋戻しする場合の不足土をダンプ運搬する場合は「第Ⅱ編第1章②土工」による。この場合の運搬土量は，必要量を計上する。 （9） 移植工における残土（発生土）の処分費については，運搬費と処分費を別途計上する。 （10） 植樹工及び地被類植付工は土壌改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし，土壌改良材を使用する場合は，材料費を別途計上すること。 （参考） $Q = \frac{r \times v}{100} \quad (\text{m}^3)$ Q：運搬土量（m³） r：100 本当り埋戻し不足土量（m³／100 本） v：掘取本数（本） <table><caption>表3. 1 埋戻し不足土量(r) (100 本当り)</caption><tr><th rowspan="2">形状寸法</th><th>単位</th><th colspan="3">中 低 木</th><th colspan="3">高 木</th></tr><tr><th>cm</th><th>樹高 100 未満</th><th>100 以上 200 未満</th><th>200 以上</th><th>幹周 30 未満</th><th>30 以上 60 未満</th><th>60 以上 90 未満</th></tr><tr><td>不足土量</td><td>m³</td><td>0. 5</td><td>1. 45</td><td>3. 55</td><td>6. 5</td><td>19. 0</td><td>49. 99</td></tr></table> （11） 随意契約による調整をおこなう場合の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。 （略）	形状寸法	単位	中 低 木			高 木			cm	樹高 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上	幹周 30 未満	30 以上 60 未満	60 以上 90 未満	不足土量	m³	0. 5	1. 45	3. 55	6. 5	19. 0	49. 99	2） 高さ（長さ）60 cm以下の地被類に適用する。 （5） 植樹時に行う施肥は施肥の市場単価を適用せず，材料費のみ植樹の市場単価に加算する。 （6） 灌水で散水車（貸与）を使用した場合は，直接工事費に現場修理費および機械管理費を加算する。また無償貸付機械評価額を共通仮設費対象額，現場環境改善費対象額，現場管理費対象額に加算する。 なお，散水車（貸与）の㎡当り運転時間は，「散水車の運転日当り標準運転時間÷日当り作業量」とする。 （7） 移植工における掘取りは仮植地からの掘取り作業にも適用出来る。 （8） 移植工において，掘取部を埋戻しする場合の不足土をダンプ運搬する場合は「第Ⅱ編第1章②土工」による。この場合の運搬土量は，必要量を計上する。 （9） 移植工における残土（発生土）の処分費については，運搬費と処分費を別途計上する。 （10） 植樹工及び地被類植付工は土壌改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし，土壌改良材を使用する場合は，材料費を別途計上すること。 （参考） $Q = \frac{r \times v}{100} \quad (\text{m}^3)$ Q：運搬土量（m³） r：100 本当り埋戻し不足土量（m³／100 本） v：掘取本数（本） <table><caption>表3. 1 埋戻し不足土量(r) (100 本当り)</caption><tr><th rowspan="2">形状寸法</th><th>単位</th><th colspan="3">中 低 木</th><th colspan="3">高 木</th></tr><tr><th>cm</th><th>樹高 100 未満</th><th>100 以上 200 未満</th><th>200 以上</th><th>幹周 30 未満</th><th>30 以上 60 未満</th><th>60 以上 90 未満</th></tr><tr><td>不足土量</td><td>m³</td><td>0. 5</td><td>1. 45</td><td>3. 55</td><td>6. 5</td><td>19. 0</td><td>49. 99</td></tr></table> （略）	形状寸法	単位	中 低 木			高 木			cm	樹高 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上	幹周 30 未満	30 以上 60 未満	60 以上 90 未満	不足土量	m³	0. 5	1. 45	3. 55	6. 5	19. 0	49. 99
	形状寸法		単位	中 低 木			高 木																																									
		cm	樹高 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上	幹周 30 未満	30 以上 60 未満	60 以上 90 未満																																								
不足土量	m³	0. 5	1. 45	3. 55	6. 5	19. 0	49. 99																																									
形状寸法	単位	中 低 木			高 木																																											
	cm	樹高 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上	幹周 30 未満	30 以上 60 未満	60 以上 90 未満																																									
不足土量	m³	0. 5	1. 45	3. 55	6. 5	19. 0	49. 99																																									
	⑤ 橋 梁 付 属 物 工 ⑤－1 橋梁用伸縮継手装置設置工 1. 適 用 範 囲 本資料は，市場単価方式による，橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は，本体に付属するアンカーボルトを除く）が，1.8m当り 180 kg以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で，以下の工事とする。 1） 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。 2） 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。 3） 上記に該当する工事で，縦目地を施工する場合。 1－2 市場単価を適用出来ない範囲 （1） <u>特別調査等，別途考慮するもの。</u> 1） 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は，本体に付属するアンカーボルトを除く）が，1.8m当り 180 kgを超える補修工事。 2） 旧伸縮装置が，鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント，埋設型伸縮装置の場合。 3） 打設コンクリートに樹脂コンクリート，あるいは樹脂モルタルを使用する場合。	⑤ 橋 梁 付 属 物 工 ⑤－1 橋梁用伸縮継手装置設置工 1. 適 用 範 囲 本資料は，市場単価方式による，橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は，本体に付属するアンカーボルトを除く）が，1.8m当り 180 kg以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で，以下の工事とする。 1） 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。 2） 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。 3） 上記に該当する工事で，縦目地を施工する場合。 1－2 市場単価を適用出来ない範囲 （1） <u>別途考慮するもの。</u> 1） 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は，本体に付属するアンカーボルトを除く）が，1.8m当り 180 kgを超える補修工事。 2） 旧伸縮装置が，鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント，埋設型伸縮装置の場合。 3） 打設コンクリートに樹脂コンクリート，あるいは樹脂モルタルを使用する場合。																																														

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-⑤-11	4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。 5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリート，あるいは繊維補強コンクリートの場合。 6) 仮復旧等を伴う作業。 7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。 8) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 9) 鋼床版の場合。 10) 補修において，はつり工にウォータージェットを用いる場合。 11) ジョイントの据付に特殊型枠を使用する場合。 10) その他，規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，市場単価の設定に示すものの他に，以下の点に留意すること。 (1) 補修工事の場合，１日当りの実施工量（車線相当数）は，交通規制等の施工条件によるものとする。 (2) 補修工事における施工数量は，表 2.1 に示す延長を標準とし，斜橋等で延長が変動しても，各車線相当単位の単価とする。 (3) 現道拡幅工事で縦目地を新設する場合は，一般の新設工事と同等の施工条件を満足する場合に適用する。 なお，新設工事と同等の施工条件とは，供用側床版端部のカッター工及びはつり工を完了しているものをいう。 (4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。 (5) 補修工事において，床版打抜き等により床版に影響が出る場合は，床版補修の費用を別途計上する。 (6) 新設工事における工法（先付・後付）にかかわらず適用出来る。 (7) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。 (材料費は別途計上) (8) 廃材の運搬については，「第Ⅱ編第２章㉔殻運搬」により別途計上する。 (略) ⑤－２ 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 1. 適用範囲 本資料は，市場単価方式による，橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 伸縮量が 50 mm（± 25 mm）以下の橋梁を対象とし，主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で，以下の場合に適用する。 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。 2) １日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で，旧伸縮装置が下記の仕様の場合。 ① 「市場単価⑨－１ 橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。 ② 突合わせ目地（無処理目地又は瀝青系目地の単純なもの）である場合。 ③ 埋設型伸縮装置である場合。 1－2 市場単価が適用できない範囲 (1) <u>特別調査等，別途考慮するもの。</u> 1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。 2) 旧伸縮装置が，鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合	4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。 5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリート，あるいは繊維補強コンクリートの場合。 6) 仮復旧等を伴う作業。 7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。 8) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 9) 鋼床版の場合。 10) 補修において，はつり工にウォータージェットを用いる場合。 11) ジョイントの据付に特殊型枠を使用する場合。 10) その他，規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，市場単価の設定に示すものの他に，以下の点に留意すること。 (1) 補修工事の場合，１日当りの実施工量（車線相当数）は，交通規制等の施工条件によるものとする。 (2) 補修工事における施工数量は，表 2.1 に示す延長を標準とし，斜橋等で延長が変動しても，各車線相当単位の単価とする。 (3) 現道拡幅工事で縦目地を新設する場合は，一般の新設工事と同等の施工条件を満足する場合に適用する。 なお，新設工事と同等の施工条件とは，供用側床版端部のカッター工及びはつり工を完了しているものをいう。 (5) 補修工事において，床版打抜き等により床版に影響が出る場合は，床版補修の費用を別途計上する。 (6) 新設工事における工法（先付・後付）にかかわらず適用出来る。 (7) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。 (材料費は別途計上) (8) 廃材の運搬については，「第Ⅱ編第２章㉔殻運搬」により別途計上する。 (略) ⑤－２ 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 1. 適用範囲 本資料は，市場単価方式による，橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 伸縮量が 50 mm（± 25 mm）以下の橋梁を対象とし，主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で，以下の場合に適用する。 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。 2) １日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で，旧伸縮装置が下記の仕様の場合。 ① 「市場単価⑨－１ 橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。 ② 突合わせ目地（無処理目地又は瀝青系目地の単純なもの）である場合。 ③ 埋設型伸縮装置である場合。 1－2 市場単価が適用できない範囲 (1) <u>別途考慮するもの。</u> 1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。 2) 旧伸縮装置が，鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-⑥-1	3) ヘキサロック工法の場合。 4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート，あるいは樹脂モルタルを使用する場合。 5) 補修において，はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリート，あるいは繊維補強コンクリートの場合。 6) 仮復旧を伴う作業。 7) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) 補修において，はつり工にウォータージェットを用いる場合。 9) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，市場単価の設定に示すものの他に，下記の点に留意すること。 (1) 補修工事の場合，1日当りの実施工量（車線相当数）は，交通規制等の施工条件によるものとする。 (2) 補修工事における施工数量は，表 2.1 に示す延長を標準とし，斜橋等で延長が変動しても，各車線相当単位の単価とする。 (3) 加算額（本体材料費）の計上において，設計断面積（㎡）は，特殊合材を用いる伸縮継手装置本体に相当する面積（バックアップ材，及びロスを含まない）とする。 (4) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。 (材料費は別途計上) (5) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。 (略) ⑥ 薄層カラー舗装工 1. 適用範囲 本資料は，市場単価方式による，薄層カラー舗装工に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 樹脂モルタル舗装工における歩道橋，側道橋，歩道及び自転車道の舗装。 (2) 景観透水性舗装工における歩道及び遊歩道の舗装。 (3) 樹脂系すべり止め舗装工における車道及び歩道（路側帯，スクールゾーンを含む）の舗装。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> 1) 加熱混合系薄層カラー舗装。 2) 型枠式カラータイル舗装。 3) 壁面，階段の立ち上がり部（垂直面）を施工する場合。 4) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 5) その他，規格・仕様等が適合せず市場単価を適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。 (1) 共通事項 1) 各区分の工法は次のとおりとする。	3) ヘキサロック工法の場合。 4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート，あるいは樹脂モルタルを使用する場合。 5) 補修において，はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリート，あるいは繊維補強コンクリートの場合。 6) 仮復旧を伴う作業。 7) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) 補修において，はつり工にウォータージェットを用いる場合。 9) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，市場単価の設定に示すものの他に，下記の点に留意すること。 (1) 補修工事の場合，1日当りの実施工量（車線相当数）は，交通規制等の施工条件によるものとする。 (2) 補修工事における施工数量は，表 2.1 に示す延長を標準とし，斜橋等で延長が変動しても，各車線相当単位の単価とする。 (3) 加算額（本体材料費）の計上において，設計断面積（㎡）は，特殊合材を用いる伸縮継手装置本体に相当する面積（バックアップ材，及びロスを含まない）とする。 (4) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。 (材料費は別途計上) (略) ⑥ 薄層カラー舗装工 1. 適用範囲 本資料は，市場単価方式による，薄層カラー舗装工に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 樹脂モルタル舗装工における歩道橋，側道橋，歩道及び自転車道の舗装。 (2) 景観透水性舗装工における歩道及び遊歩道の舗装。 (3) 樹脂系すべり止め舗装工における車道及び歩道（路側帯，スクールゾーンを含む）の舗装。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) <u>別途考慮するもの。</u> 1) 加熱混合系薄層カラー舗装。 2) 型枠式カラータイル舗装。 3) 壁面，階段の立ち上がり部（垂直面）を施工する場合。 4) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 5) その他，規格・仕様等が適合せず市場単価を適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 (略) 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。 (1) 共通事項 1) 各区分の工法は次のとおりとする。

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容							奈良県県土マネジメント部における読替え内容								
	表3. 1 工法の内容							表3. 1 工法の内容								
	区 分	目 地 模 様						区 分	目 地 模 様							
	樹脂モルタル 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを, コテ仕上げによって路面に敷設する工法。						樹脂モルタル 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを, コテ仕上げによって路面に敷設する工法。							
	景観透水性 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を, 使用したモルタルを, コテ仕上げによって路面に敷設する工法。						景観透水性 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を, 使用したモルタルを, コテ仕上げによって路面に敷設する工法。							
	樹脂系すべり 止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し, 硬質骨材を路面に接着させる工法。						樹脂系すべり 止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し, 硬質骨材を路面に接着させる工法。							
	2) 下地は標準状態とし, はつり, サンダー掛け, 鏝落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は, 別途計上する。(下地処理とは, 施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。)							2) 下地は標準状態とし, はつり, サンダー掛け, 鏝落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は, 別途計上する。(下地処理とは, 施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。)								
	3) 斜路部の施工は, 階段ステップ部の補正を適用しない。							3) 斜路部の施工は, 階段ステップ部の補正を適用しない。								
	(2) 樹脂系すべり止め舗装工							(2) 樹脂系すべり止め舗装工								
	1) 規格・仕様の内容は, 次のとおりとする。							1) 規格・仕様の内容は, 次のとおりとする。								
	表3. 2 規格・仕様の内容							表3. 2 規格・仕様の内容								
	区分	規格・仕様	施 工 面		内 容	トップコート の 有 無	仕上げ区分	備 考	区分	規格・仕様	施 工 面		内 容	トップコート の 有 無	仕上げ区分	備 考
	樹脂系 すべり 止め 舗装 工	R P N-101	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工		樹脂系 すべり 止め 舗装 工	R P N-101	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	
		R P N-102	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	排水機能なし		R P N-102	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	排水機能なし
		R P N-103	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工			R P N-103	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	
		R P N-104	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	排水機能なし		R P N-104	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	排水機能なし
		R P N-201	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キキヲ)	無	全面施工	カーキキヲを含む		R P N-201	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キキヲ)	無	全面施工	カーキキヲを含む
		R P N-202	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キキヲ)	無	全面施工	カーキキヲを含む 排水機能なし		R P N-202	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キキヲ)	無	全面施工	カーキキヲを含む 排水機能なし
		R P N-203	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キキヲ)	無	ゼブラ施工	カーキキヲを含む		R P N-203	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キキヲ)	無	ゼブラ施工	カーキキヲを含む
		R P N-204	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キキヲ)	無	ゼブラ施工	カーキキヲを含む 排水機能なし		R P N-204	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素質(キキヲ)	無	ゼブラ施工	カーキキヲを含む 排水機能なし
		R P N-301	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工			R P N-301	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工	
		R P N-302	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工	排水機能なし		R P N-302	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工	排水機能なし
		R P N-303	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	ゼブラ施工			R P N-303	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	ゼブラ施工	
		R P N-304	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	ゼブラ施工	排水機能なし		R P N-304	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	ゼブラ施工	排水機能なし
		R P N-401	車道、 E T C	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	Wゼブラ			R P N-401	車道、 E T C	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	Wゼブラ	
		R P N-402	車道、 E T C	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	Wゼブラ	排水機能なし		R P N-402	車道、 E T C	排水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	Wゼブラ	排水機能なし
		R P N-501	歩道、 自転車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工			R P N-501	歩道、 自転車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工	
		R P N-502	歩道、 自転車道	透水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工	透水機能なし		R P N-502	歩道、 自転車道	透水性アスファルト面(新設)	カートップ	有	全面施工	透水機能なし
		R P N-601	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 ニート	無	全面施工	排水機能あり		R P N-601	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 ニート	無	全面施工	排水機能あり
		R P N-602	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 ニート	無	ゼブラ施工	排水機能あり		R P N-602	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 ニート	無	ゼブラ施工	排水機能あり

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-⑦-1	（３） 随意契約による調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。 （略） ⑦ 道路標識設置工 １. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。 １－１ 市場単価が適用出来る範囲 （１） 道路標識の標識柱設置，標識板設置及びコンクリート基礎設置工事 （２） 道路標識の標識柱撤去，標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事 （３） 道路標識の更新工事 １－２ 市場単価を適用出来ない範囲 （１） 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの １） 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事 ２） 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事 ３） 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事 （２） <u>特別調査等別途考慮するもの</u> １） 道路管理者以外が行う標識工事 ２） 着雪防止板の設置及び撤去 ３） 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色，景観色（標準３色）以外の塗装色製品を購入し設置する場合 ４） 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事 ５） 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合 ６） 道路照明柱を設置，撤去する場合 ７） 標識板設置において，嵌合構造で固定する標識板の場合 ８） 標識板設置において，部分補修（リベット止め，シール貼りなど）の場合 ９） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合 10) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合 ２. 市場単価の設定 （略） ３. 適用にあたっての留意事項 （１） 標識柱・基礎設置 路側式（景観色）はダークブラウン，グレーベージュ，ダークグレーの標準３色（近似色含む）に適用する。 オフホワイト（乳白色）は白色，景観色ともに適用外。 門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。 片持式及び門型式の標識柱の材料費は，共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。 （２） 標識板設置 警戒標識，規制標識，指示標識，路線番号標識は，設置手間に材料費（標識板及び取付金具）を加算して適用する。また，設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず，１基当たりとして設置手間を適用する。 案内標識（新設）は，溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは，標識柱の質量に含めて，柱材料費として計上する。 クランプ型ブラケットを使用する場合は，材料費を別途計上する。また設置手間は，案内標識板の設置手間に含まれる。 案内標識（移設）は，標識板を再設置する費用であり，標識板を撤去後移設する場合には，撤去費と設置（移設）費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には，材料費を別途計上する。また既設標識板を現場外の仮置き場等に搬出する費用は含まない。 嵌合構造で固定する標識板設置は適用外となる。 （３） 添架式標識板取付金具設置 歩道橋における添架式標識板取付金具設置は，設置手間に材料費（取付金具）を別途計上して適用する。 照明柱・既設標識柱における取付金具設置は，直付の場合は２段まで，補助支柱と共架金具等を併用する場合は，共架金具１段（補助支柱含む）までの材料費を含む。設置費は，取付金具の段数・種類にかかわらず標	（略） ⑦ 道路標識設置工 １. 適用範囲 本資料は，市場単価方式による道路標識設置工に適用する。 １－１ 市場単価が適用出来る範囲 （１） 道路標識の標識柱設置，標識板設置及びコンクリート基礎設置工事 （２） 道路標識の標識柱撤去，標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事 （３） 道路標識の更新工事 １－２ 市場単価を適用出来ない範囲 （１） 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの １） 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事 ２） 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事 ３） 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事 （２） <u>別途考慮するもの</u> １） 道路管理者以外が行う標識工事 ２） 着雪防止板の設置及び撤去 ３） 標識柱・基礎設置（路側式）で，白色，景観色（標準３色）以外の塗装色製品を購入し設置する場合 ４） 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事 ５） 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合 ６） 道路照明柱を設置，撤去する場合 ７） 標識板設置において，嵌合構造で固定する標識板の場合 ８） 標識板設置において，部分補修（リベット止め，シール貼りなど）の場合 ９） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合 10) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合 ２. 市場単価の設定 （略） ３. 適用にあたっての留意事項 （１） 標識柱・基礎設置 路側式（景観色）はダークブラウン，グレーベージュ，ダークグレーの標準３色（近似色含む）に適用する。 オフホワイト（乳白色）は白色，景観色ともに適用外。 門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。 片持式及び門型式の標識柱の材料費は，共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。 （２） 標識板設置 警戒標識，規制標識，指示標識，路線番号標識は，設置手間に材料費（標識板及び取付金具）を加算して適用する。また，設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず，１基当たりとして設置手間を適用する。 案内標識（新設）は，溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは，標識柱の質量に含めて，柱材料費として計上する。 クランプ型ブラケットを使用する場合は，材料費を別途計上する。また設置手間は，案内標識板の設置手間に含まれる。 案内標識（移設）は，標識板を再設置する費用であり，標識板を撤去後移設する場合には，撤去費と設置（移設）費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には，材料費を別途計上する。また既設標識板を現場外の仮置き場等に搬出する費用は含まない。 嵌合構造で固定する標識板設置は適用外となる。 （３） 添架式標識板取付金具設置 歩道橋における添架式標識板取付金具設置は，設置手間に材料費（取付金具）を別途計上して適用する。 照明柱・既設標識柱における取付金具設置は，直付の場合は２段まで，補助支柱と共架金具等を併用する場合は，共架金具１段（補助支柱含む）までの材料費を含む。設置費は，取付金具の段数・種類にかかわらず標

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容								
VI-2-⑧-1	識板 1 枚分を含む。 （４） 基礎設置 門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。 （５） 加算額 φ 1 0 1． 6 の曲げ支柱（路側式）加算額は、別途特別調査等とする。 照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等 1 段増量毎に加算する。 （６） その他 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず単独工事として数量を判定する。 （略） ⑧ 道路付属物設置工 1. 適 用 範 囲 本資料は、道路付属物のうち、視線誘導標、境界杭、道路鈺、車線分離標、境界鈺の設置・撤去に適用する。また、河川境界杭の設置・撤去にも適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （１） 以下の設置及び撤去作業。 １） 道路に設置する視線誘導標（土中建込用，コンクリート建込用，既設防護柵取付用，構造物取付用）およびスノーポール併用型視線誘導標（土中建込用，コンクリート建込用）。 ２） 境界杭（コンクリート製）。 ３） 道路鈺。 ４） 車線分離標（ラバーポール，ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）。 ５） 境界鈺（金属製）。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （１） <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> １） メーカーのオリジナル製品を用いる場合。 ２） 自発光式及び電気式の製品を用いる場合。 ３） 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本 3 色等）を施した製品を用いる場合（ただし，手間のみは適用可）。 ４） 表 1.1 による場合。 ５） 境界杭のうち，材質が木や樹脂の場合。 ６） 道路鈺のうち，埋込型または路面との段差がほとんどない製品の場合，積雪期には路面下に収納可能な可変型の製品の場合。 ７） 車線分離標のうち，ポール形状が円形ではない場合，ベース径が 250mm 以外の製品の場合（ただし，ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）。 ８） 境界鈺のうち，材質が樹脂製（貼付式）の場合。 ９） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 1 0） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 表1. 1 <u>特別調査によるもの</u> <table><tr><td>視線誘導標</td><td>二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板</td></tr><tr><td>道 路 鈺</td><td>交 差 点 鈺</td></tr></table>	視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板	道 路 鈺	交 差 点 鈺	識板 1 枚分を含む。 （４） 基礎設置 門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。 （５） 加算額 φ 1 0 1． 6 の曲げ支柱（路側式）加算額は、別途特別調査等とする。 照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等 1 段増量毎に加算する。 （略） ⑧ 道路付属物設置工 1. 適 用 範 囲 本資料は、道路付属物のうち、視線誘導標、境界杭、道路鈺、車線分離標、境界鈺の設置・撤去に適用する。また、河川境界杭の設置・撤去にも適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （１） 以下の設置及び撤去作業。 １） 道路に設置する視線誘導標（土中建込用，コンクリート建込用，既設防護柵取付用，構造物取付用）およびスノーポール併用型視線誘導標（土中建込用，コンクリート建込用）。 ２） 境界杭（コンクリート製）。 ３） 道路鈺。 ４） 車線分離標（ラバーポール，ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）。 ５） 境界鈺（金属製）。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （１） <u>別途考慮するもの。</u> １） メーカーのオリジナル製品を用いる場合。 ２） 自発光式及び電気式の製品を用いる場合。 ３） 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本 3 色等）を施した製品を用いる場合（ただし，手間のみは適用可）。 ４） 表 1.1 による場合。 ５） 境界杭のうち，材質が木や樹脂の場合。 ６） 道路鈺のうち，埋込型または路面との段差がほとんどない製品の場合，積雪期には路面下に収納可能な可変型の製品の場合。 ７） 車線分離標のうち，ポール形状が円形ではない場合，ベース径が 250mm 以外の製品の場合（ただし，ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）。 ８） 境界鈺のうち，材質が樹脂製（貼付式）の場合。 ９） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 1 0） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 表1. 1 <u>別途考慮するもの</u> <table><tr><td>視線誘導標</td><td>二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板</td></tr><tr><td>道 路 鈺</td><td>交 差 点 鈺</td></tr></table>	視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板	道 路 鈺	交 差 点 鈺
	視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板								
道 路 鈺	交 差 点 鈺									
視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板									
道 路 鈺	交 差 点 鈺									

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-⑨-1	2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （１） 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。（境界杭・境界鋸は除く） 設置手間＝〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数〕－材料費 （２） 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 １） 反射体材質 ：ポリカーボネートおよび同等品。 ２） 支柱材質 ：鋼管，樹脂および同等品。ただし，アルミは除く。 （３） 境界杭の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 １） 根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には，「根巻き基礎無し」の価格を用いる。 ２） 根巻き基礎ありは現場打ちを対象とし，根巻き基礎の材料費を含む。プレキャストコンクリートブロックを用いる場合には，「根巻き基礎無し」の価格を用いる。また，プレキャストコンクリートブロックの材料費を別途計上する。 （４） 道路鋸の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 １） 設置幅 ：本体の寸法ではなく，道路上に設置したときの幅である。 （５） 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。 （略） ⑨ 公園植栽工 1. 適用範囲 本資料は，市場単価方式による，公園植栽工に適用する。なお，中木とは樹高 60cm 以上 3 m未満，低木とは樹高 60cm 未満とする。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （１） 公園内の植樹工及び地被類植付工。 1－2 市場単価を適用出来ない範囲 （１） <u>特別調査等別途考慮するもの</u> １） 日本庭園における植栽工事の場合。 ２） 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。 ３） 地被類植付工でささ類，木草本類，つる性類以外を使用する場合。 ４） 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える地被類，または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。 ５） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ６） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 ７） 夜間作業の場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，前記に示すものの他に，以下の点に留意すること。 （１） 植樹は，下記の仕様とする。 １） コンテナ樹木（コンテナプランツ又はポット樹木）にも適用する。ただし，草花類には，適用しない。 ２） 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は，客土材料費を別途計上する。 ３） 残土（発生土）の処分費については，運搬費と処分費を別途計上する。	2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。 （１） 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は，次式による。（境界杭・境界鋸は除く） 設置手間＝〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数〕－材料費 （２） 視線誘導標の規格・仕様の留意点は，以下のとおりである。 １） 反射体材質 ：ポリカーボネートおよび同等品。 ２） 支柱材質 ：鋼管，樹脂および同等品。ただし，アルミは除く。 （３） 境界杭の規格・仕様の留意点は，以下のとおりである。 １） 根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には，「根巻き基礎無し」の価格を用いる。 ２） 根巻き基礎ありは現場打ちを対象とし，根巻き基礎の材料費を含む。プレキャストコンクリートブロックを用いる場合には，「根巻き基礎無し」の価格を用いる。また，プレキャストコンクリートブロックの材料費を別途計上する。 （４） 道路鋸の規格・仕様の留意点は，以下のとおりである。 １） 設置幅 ：本体の寸法ではなく，道路上に設置したときの幅である。 （略） ⑨ 公園植栽工 1. 適用範囲 本資料は，市場単価方式による，公園植栽工に適用する。なお，中木とは樹高 60cm 以上 3 m未満，低木とは樹高 60cm 未満とする。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （１） 公園内の植樹工及び地被類植付工。 1－2 市場単価を適用出来ない範囲 （１） <u>別途考慮するもの</u> １） 日本庭園における植栽工事の場合。 ２） 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。 ３） 地被類植付工でささ類，木草本類，つる性類以外を使用する場合。 ４） 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える地被類，または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。 ５） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ６） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合。 ７） 夜間作業の場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，前記に示すものの他に，以下の点に留意すること。 （１） 植樹は，下記の仕様とする。 １） コンテナ樹木（コンテナプランツ又はポット樹木）にも適用する。ただし，草花類には，適用しない。 ２） 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は，客土材料費を別途計上する。 ３） 残土（発生土）の処分費については，運搬費と処分費を別途計上する。

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-⑩-1	（２） 支柱設置は、下記の仕様とする。 １） 支柱の材質は、杉又は檜とし、防腐加工（焼きは除く）がほどこされたものとする。ただし、北海道はカラ松の焼丸太とする。また、間伐材であっても材質が同一で、防腐加工（焼きは除く）がほどこされていれば適用出来る。 （３） 地被類植付は、下記の仕様とする。 １） ささ類、木草本類、つる性類で、コンテナ径 12 cm以下のものに適用する。 ２） 高さ（長さ）60 cm以下の地被類に適用する。 （４） 随意契約による調整をおこなう場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。 （５） 植樹工及び地被類植付工は土壌改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし、土壌改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。 （略） ⑩ 橋面防水工 １. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による橋面防水工に適用する。 １－１ 市場単価が適用できる範囲 コンクリート床版に対する以下の工事に適用する。 （１） シート系防水（アスファルト系）による防水工事 １） 人力による流し貼り（流し貼り型）の場合。 ２） 溶着機によるシート設置（加熱, 常温溶着型）の場合。 （２） 塗膜系防水（アスファルト系）による防水工事 １） ローラー・刷毛などを使用した人力施工の場合。 １－２ 市場単価が適用できない範囲 （１） <u>特別調査等別途考慮するもの</u> １） 舗装系防水による防水工事の場合。 ２） 塗膜系防水のうち、エポキシ樹脂系又は反応型による防水工事の場合。 ３） 塗膜系防水のうち、吹付け機等を使用した機械施工の場合。 ４） 高性能防水（防水性・遮塩性、舗装及び床版との接着性が高い材料を使用し、長期間にわたり耐久性能を有する防水）の場合。 ５） 防水以外の効果を併せクラック補修材などに類するシートの場合。 ６） 炭素繊維またはガラス繊維などのシートを用いた場合。 ７） 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ８） その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 ２. 市場単価の設定 （略） ３. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （１） 下地処理とは、コンクリート床版面のレイタンス・塵埃等の除去作業であり、塗布前処理をいう。 （２） 設計数量は、端部処理の立ち上がり面積・重ねしろ部分の面積を計上しない。 （３） 単価は材料のロス等（端部処理及び重ねしろ）を含む。 （４） 端部処理とは、立ち上り部や排水ます付近、伸縮装置部等の特に水が溜まりやすい箇所に、合成繊維にアスファルトを浸透させた網状ルーフィング等を設置することをいう。 （５） ドレーン・目地工の有無に関わらず適用できる。但し、ドレーン・目地材の材料費は別途計上する。	（２） 支柱設置は、下記の仕様とする。 １） 支柱の材質は、杉又は檜とし、防腐加工（焼きは除く）がほどこされたものとする。また、間伐材であっても材質が同一で、防腐加工（焼きは除く）がほどこされていれば適用出来る。 （３） 地被類植付は、下記の仕様とする。 １） ささ類、木草本類、つる性類で、コンテナ径 12 cm以下のものに適用する。 ２） 高さ（長さ）60 cm以下の地被類に適用する。 （５） 植樹工及び地被類植付工は土壌改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし、土壌改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。 （略） ⑩ 橋面防水工 １. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による橋面防水工に適用する。 １－１ 市場単価が適用できる範囲 コンクリート床版に対する以下の工事に適用する。 （１） シート系防水（アスファルト系）による防水工事 １） 人力による流し貼り（流し貼り型）の場合。 ２） 溶着機によるシート設置（加熱, 常温溶着型）の場合。 （２） 塗膜系防水（アスファルト系）による防水工事 １） ローラー・刷毛などを使用した人力施工の場合。 １－２ 市場単価が適用できない範囲 （１） <u>別途考慮するもの</u> １） 舗装系防水による防水工事の場合。 ２） 塗膜系防水のうち、エポキシ樹脂系又は反応型による防水工事の場合。 ３） 塗膜系防水のうち、吹付け機等を使用した機械施工の場合。 ４） 高性能防水（防水性・遮塩性、舗装及び床版との接着性が高い材料を使用し、長期間にわたり耐久性能を有する防水）の場合。 ５） 防水以外の効果を併せクラック補修材などに類するシートの場合。 ６） 炭素繊維またはガラス繊維などのシートを用いた場合。 ７） 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 ８） その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 ２. 市場単価の設定 （略） ３. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （１） 下地処理とは、コンクリート床版面のレイタンス・塵埃等の除去作業であり、塗布前処理をいう。 （２） 設計数量は、端部処理の立ち上がり面積・重ねしろ部分の面積を計上しない。 （３） 単価は材料のロス等（端部処理及び重ねしろ）を含む。 （４） 端部処理とは、立ち上り部や排水ます付近、伸縮装置部等の特に水が溜まりやすい箇所に、合成繊維にアスファルトを浸透させた網状ルーフィング等を設置することをいう。 （５） ドレーン・目地工の有無に関わらず適用できる。但し、ドレーン・目地材の材料費は別途計上する。

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VI-2-⑪-1	ドレーン・目地材の材料費の計上は次による。 材料費＝設計数量×1.05（ロス）×材料単価 （6） 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。 ⑪ グルーピング工 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、グルーピング工に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 道路に設置する乾式及び湿式グルーピング工。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （1） <u>特別調査等別途考慮するもの</u> 1） 溝に樹脂等を充填するグルーピングの場合。 2） 空港の滑走路,誘導路のグルーピングの場合。 3） 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 4） 時間的制約を受ける場合、夜間作業及び未供用区間の場合。 5） その他、規格、仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （1） 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を算定する。 （2） 道路曲線に伴う、曲線部の施工にも適用出来る。 （略）	ドレーン・目地材の材料費の計上は次による。 材料費＝設計数量×1.05（ロス）×材料単価 ⑪ グルーピング工 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、グルーピング工に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 道路に設置する乾式及び湿式グルーピング工。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （1） <u>別途考慮するもの</u> 1） 溝に樹脂等を充填するグルーピングの場合。 2） 空港の滑走路,誘導路のグルーピングの場合。 3） 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 4） 時間的制約を受ける場合、夜間作業及び未供用区間の場合。 5） その他、規格、仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。 （2） 道路曲線に伴う、曲線部の施工にも適用出来る。 （略）
VI-2-⑫-1	⑫ 鉄筋挿入工(ロックボルト工) 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による鉄筋挿入工（ロックボルト工）に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 法面における鉄筋挿入工（ロックボルト工）のうち、以下の現場条件、削孔径、削孔長に適合する場合。 1） 削孔に要する重機が搬入可能な場合：削孔長 1 m以上 5 m以下、削孔径 42 mm以上 65 mm以下、法面垂直高さ 30m以下。 2） 削孔が仮設足場（単管足場）または土足場となる場合：削孔長 1 m以上 5 m以下、削孔径 42 mm以上 65 mm以下、法面垂直高さ 40m以下（ただし、機械設置基面から削孔位置までの高さが 1 m以下）。 3） 削孔がロープ足場（命綱）となる場合：削孔長 1 m以上 2 m以下、削孔径 42 mm以上 50 mm以下、法面垂直高さ 40m以下。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （1） <u>特別調査等別途考慮するもの</u> 1） 自穿孔材による施工の場合 2） 逆巻き施工の場合 3） 土質が硬岩、玉石混り土を含む場合 4） 削孔後の孔壁が自立しない場合 5） 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合	⑫ 鉄筋挿入工(ロックボルト工) 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による鉄筋挿入工（ロックボルト工）に適用する。 1－1 市場単価が適用出来る範囲 （1） 法面における鉄筋挿入工（ロックボルト工）のうち、以下の現場条件、削孔径、削孔長に適合する場合。 1） 削孔に要する重機が搬入可能な場合：削孔長 1 m以上 5 m以下、削孔径 42 mm以上 65 mm以下、法面垂直高さ 30m以下。 2） 削孔が仮設足場（単管足場）または土足場となる場合：削孔長 1 m以上 5 m以下、削孔径 42 mm以上 65 mm以下、法面垂直高さ 40m以下（ただし、機械設置基面から削孔位置までの高さが 1 m以下）。 3） 削孔がロープ足場（命綱）となる場合：削孔長 1 m以上 2 m以下、削孔径 42 mm以上 50 mm以下、法面垂直高さ 40m以下。 1－2 市場単価が適用出来ない範囲 （1） <u>別途考慮するもの</u> 1） 自穿孔材による施工の場合 2） 逆巻き施工の場合 3） 土質が硬岩、玉石混り土を含む場合 4） 削孔後の孔壁が自立しない場合 5） 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合

記載箇所	土木工事標準積算基準書（共通編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																				
VI-2-⑬-1	6） 夜間作業の場合 6） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合 （略） ⑬ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) 1. 適 用 範 囲 本資料は，市場単価方式による，コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)に適用する。 1－1 市場単価が適用できる範囲 （1） ウォータージェットシステムを用いた健全な既設コンクリート構造物の表面を粗にすることを目的とした処理作業。 1－2 市場単価が適用できない範囲 （1） <u>特別調査等別途考慮するもの。</u> 1） 表 1.1 に示す工種。 2） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 3） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。 表1.1 <u>特別調査によるもの</u> <table><tr><td>コンクリート劣化部除去を目的とする場合</td><td>コンクリート面以外に適用する場合</td></tr><tr><td>コンクリート面に保護塗装等が施されている場合</td><td>鉄筋の切断を目的とする場合</td></tr><tr><td>洗浄, 異物除去等を目的とする場合</td><td>構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合</td></tr><tr><td>配筋部におよぶ作業の場合</td><td>区画線消去を目的とする場合</td></tr><tr><td>構造物の削孔を目的とする場合</td><td></td></tr></table> 2. 市場単価の設定 （略） 3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては，以下の点に留意すること。 （1） 随意契約による調整を行う追加工事の取り扱いは，現工事の施工規模を考慮せず，単独工事として数量を判定する。	コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合	コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合	洗浄, 異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合	配筋部におよぶ作業の場合	区画線消去を目的とする場合	構造物の削孔を目的とする場合		6） 夜間作業の場合 6） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用出来ない場合 （略） ⑬ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) 1. 適 用 範 囲 本資料は，市場単価方式による，コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)に適用する。 1－1 市場単価が適用できる範囲 （1） ウォータージェットシステムを用いた健全な既設コンクリート構造物の表面を粗にすることを目的とした処理作業。 1－2 市場単価が適用できない範囲 （1） <u>別途考慮するもの。</u> 1） 表 1.1 に示す工種。 2） 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 3） その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。 表1.1 <u>別途考慮するもの</u> <table><tr><td>コンクリート劣化部除去を目的とする場合</td><td>コンクリート面以外に適用する場合</td></tr><tr><td>コンクリート面に保護塗装等が施されている場合</td><td>鉄筋の切断を目的とする場合</td></tr><tr><td>洗浄, 異物除去等を目的とする場合</td><td>構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合</td></tr><tr><td>配筋部におよぶ作業の場合</td><td>区画線消去を目的とする場合</td></tr><tr><td>構造物の削孔を目的とする場合</td><td></td></tr></table> 2. 市場単価の設定 （略）	コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合	コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合	洗浄, 異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合	配筋部におよぶ作業の場合	区画線消去を目的とする場合	構造物の削孔を目的とする場合	
コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合																					
コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合																					
洗浄, 異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合																					
配筋部におよぶ作業の場合	区画線消去を目的とする場合																					
構造物の削孔を目的とする場合																						
コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合																					
コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合																					
洗浄, 異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合																					
配筋部におよぶ作業の場合	区画線消去を目的とする場合																					
構造物の削孔を目的とする場合																						

2. 土木工事標準積算基準書（河川編）

記載箇所	土木工事標準積算基準書（河川編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
Ⅲ-1-④-8	第Ⅲ編 河 川 第1章 河 川 海 岸 ④ー2 バックホウ浚渫船(ICT) 1. 適 用 範 囲 本資料は、河川におけるバックホウ浚渫船（ＩＣＴ）による浚渫工の施工に適用する。また、適用する土質は、粘性土、砂質土及び砂、レキ質土等とする。 2. 施 工 概 要 バックホウ浚渫船（ＩＣＴ）は、スパッド付台船等に搭載されたバックホウ（ＩＣＴ）にて、河床等の土砂を掘削し、土運船等にて土砂の運搬を行う。 施工フローは、下記を標準とする。 (注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。 2. 汚濁防止フェンス又は汚濁防止柵及び汚濁防止膜については、掘削時に濁水の拡散により、水質等の影響がある場合に、別途計上する。 3. 浚渫土処理作業については、浚渫土の処理時に発生する余水処理や運搬及び浚渫土の再利用時の固化処理であり、必要な場合は別途計上する。 4. 本歩掛には、浚渫作業中の浚渫船の引船運転を含む。 図2ー1 施工フロー	第Ⅲ編 河 川 第1章 河 川 海 岸

記載箇所	土木工事標準積算基準書（河川編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																																		
	3. 機 種 の 選 定 機械・規格は、次表を標準とする。ただし、規格を選定する際には、以下の項目を考慮し、決定するものとする。 (1) 浚渫深度（表3. 1 摘要参照） (2) 施工数量，工期，運転時間，土捨場の受入れ土量等 <table><tr><th>機 械 名</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="2">バ ッ ク ホ ウ 浚 渫 船 (I C T)</td><td>D 1. 0m3</td><td>隻</td><td>1</td><td>標準最大作業水深 4m</td></tr><tr><td>D 2. 0m3</td><td>〃</td><td>1</td><td>標準最大作業水深 6m</td></tr></table> (注) 現場条件（現場の広さ，機械の搬入条件）により，上表により難しい場合は，別途考慮する。 4. 浚 渫 船 の 運 転 4－1 浚渫能力（単位時間当り浚渫量） 積算の基礎となる浚渫能力は，次式により算出し決定する。なお，１日当りの浚渫船の運転時間は，７時間を標準とする。積算対象となる浚渫土量は，計画浚渫面に対する地山土量とし，浚渫の出来高土量の検収は跡坪による検収を原則とする。ただし，河川及びダムの施工箇所の状況によって河床土砂の移動が甚だしく，浚渫箇所が短期間で埋没し跡坪による検収が困難な場合は，浚渫土量が確実に検収できるよう種々対策を講じたうえ，その土量をもって浚渫土量とする。 余掘量は，契約対象土量とはしないが，浚渫取扱土量中に含め積算の対象とする。 Q=47.8q×α×E……式 4.1 Q：バックホウ浚渫船（ICT）１時間当り浚渫量（m3／h） q：バックホウバケット容積（m3） α：土質係数 E：作業係数 表4. 1 土質係数α <table><tr><th colspan="2">土 質</th><th rowspan="2">係 数</th></tr><tr><th>分 類</th><th>N 値</th></tr><tr><td rowspan="3">粘 性 土 砂 質 土 及 び 砂 レ キ 質 土</td><td>10未満</td><td>1. 00</td></tr><tr><td>10～30未満</td><td>0. 68</td></tr><tr><td>30～50未満</td><td>0. 56</td></tr></table> 表4. 2 作業係数E <table><tr><th>係 数</th><th>作業係数適用条件</th></tr><tr><td>1. 00</td><td>平均土厚が1mを超え，かつ浚渫区域が連続している工事</td></tr><tr><td>0. 82</td><td>平均土厚が1m以下，又は浚渫区域が点在している工事</td></tr><tr><td>0. 70</td><td>平均土厚が1m以下，かつ浚渫区域が点在している工事</td></tr></table> (注) 平均土厚には，余掘厚が含まれる。	機 械 名	規 格	単位	数量	摘 要	バ ッ ク ホ ウ 浚 渫 船 (I C T)	D 1. 0m3	隻	1	標準最大作業水深 4m	D 2. 0m3	〃	1	標準最大作業水深 6m	土 質		係 数	分 類	N 値	粘 性 土 砂 質 土 及 び 砂 レ キ 質 土	10未満	1. 00	10～30未満	0. 68	30～50未満	0. 56	係 数	作業係数適用条件	1. 00	平均土厚が1mを超え，かつ浚渫区域が連続している工事	0. 82	平均土厚が1m以下，又は浚渫区域が点在している工事	0. 70	平均土厚が1m以下，かつ浚渫区域が点在している工事	
機 械 名	規 格	単位	数量	摘 要																																
バ ッ ク ホ ウ 浚 渫 船 (I C T)	D 1. 0m3	隻	1	標準最大作業水深 4m																																
	D 2. 0m3	〃	1	標準最大作業水深 6m																																
土 質		係 数																																		
分 類	N 値																																			
粘 性 土 砂 質 土 及 び 砂 レ キ 質 土	10未満	1. 00																																		
	10～30未満	0. 68																																		
	30～50未満	0. 56																																		
係 数	作業係数適用条件																																			
1. 00	平均土厚が1mを超え，かつ浚渫区域が連続している工事																																			
0. 82	平均土厚が1m以下，又は浚渫区域が点在している工事																																			
0. 70	平均土厚が1m以下，かつ浚渫区域が点在している工事																																			

記載箇所	土木工事標準積算基準書（河川編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																																											
	4－2 バックホウ浚渫船（ＩＣＴ）運転労務費 （１）編成人員 浚渫作業の日当り編成人員は、次表を標準とする。 <table><tr><th colspan="3">表4. 3 日当り編成人員（人／日）</th></tr><tr><th>高 級 船 員</th><th>普 通 船 員</th><th>運転手(特殊)</th></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>1</td></tr></table> （２）休転日数と運転日数 浚渫期間中における，バックホウ浚渫船（ＩＣＴ）の1箇月当り休転日は，次表のとおりとする。 月間計画浚渫土量並びに計画浚渫期間を決定する際に，次表の休転日数以外を月間運転日数とする。 <table><tr><th colspan="3">表4. 4 バックホウ浚渫船(ICT)の1箇月当り休転日</th></tr><tr><th>休 転 日 種 別</th><th>休 転 日 数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>A</td><td>1</td><td>浚渫船等の修理等のための休転日</td></tr><tr><td>B</td><td>8</td><td>休日のための休転日</td></tr></table> （注） ただし，出水期等による特殊事情がある場合は，別途考慮する。 4－3 繫船費 繫船費は，「第Ⅲ編第1章④-1バックホウ浚渫船」による。 4－4 作業船運転費 作業船運転費は，「第Ⅲ編第1章④-1バックホウ浚渫船」による。 4－5 土運船運転費 土運船運転費は，「第Ⅲ編第1章④-1バックホウ浚渫船」による。 4－6 浚渫土揚土費（ＩＣＴ） 土運船によって運搬された浚渫土のダンプトラックへの積み込み又は仮置き作業に要する費用である。 （１）機種の選定 機械・規格は，次表を標準とする。 <table><tr><th colspan="6">表4. 5 機種の選定</th></tr><tr><th>作 業 種 別</th><th>機 械 名</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>1日当り平均浚渫量 365m3以下</td><td rowspan="2">バックホウ (クローラ型)</td><td rowspan="2">標準型・ 排出ガス対策型（2011年規制） バケット容量1.4m3</td><td>台</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>1日当り平均浚渫量 365m3以上645m3以下</td><td>〃</td><td>2</td><td></td></tr></table> （２）浚渫土揚土作業日数 浚渫土の揚土作業日数は，浚渫作業日数を計上するものとする。 4－7 ダンプトラック運搬費 処分地への浚渫土運搬に要する費用であり，「第Ⅱ編第1章②土工3-2 土砂等運搬」により別途計上する。 5. 回航費並びに運搬費 回航費並びに運搬費は，「第Ⅲ編第1章④-1バックホウ浚渫船」による。	表4. 3 日当り編成人員（人／日）			高 級 船 員	普 通 船 員	運転手(特殊)	1	2	1	表4. 4 バックホウ浚渫船(ICT)の1箇月当り休転日			休 転 日 種 別	休 転 日 数	備 考	A	1	浚渫船等の修理等のための休転日	B	8	休日のための休転日	表4. 5 機種の選定						作 業 種 別	機 械 名	規 格	単位	数量	摘 要	1日当り平均浚渫量 365m3以下	バックホウ (クローラ型)	標準型・ 排出ガス対策型（2011年規制） バケット容量1.4m3	台	1		1日当り平均浚渫量 365m3以上645m3以下	〃	2		
表4. 3 日当り編成人員（人／日）																																													
高 級 船 員	普 通 船 員	運転手(特殊)																																											
1	2	1																																											
表4. 4 バックホウ浚渫船(ICT)の1箇月当り休転日																																													
休 転 日 種 別	休 転 日 数	備 考																																											
A	1	浚渫船等の修理等のための休転日																																											
B	8	休日のための休転日																																											
表4. 5 機種の選定																																													
作 業 種 別	機 械 名	規 格	単位	数量	摘 要																																								
1日当り平均浚渫量 365m3以下	バックホウ (クローラ型)	標準型・ 排出ガス対策型（2011年規制） バケット容量1.4m3	台	1																																									
1日当り平均浚渫量 365m3以上645m3以下			〃	2																																									

記載箇所	土木工事標準積算基準書（河川編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	6. 雑 工 事 費 雑工事費は、「第Ⅲ編第1章④-1バックホウ浚渫船」による。 7. 汚濁防止フェンス 汚濁防止フェンス設置・撤去は「第Ⅱ編第5章㊦汚濁防止フェンス工」により別途計上する。 8. ICT建設機械経費加算額 8－1 ICT建設機械経費損料加算額 建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。 （1）ICT建設機械経費損料加算額（バックホウ浚渫船） 41,000 円／供用日 9. その他ICT建設機械経費等 9－1 システム初期費 賃貸業者が行う、ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認，ローカライゼーション，ICT建設機械精度確認等，ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び施工業者への取扱説明に要する費用等，貸出しに要する全ての費用として，以下の費用を共通仮設費の技術管理費に計上する。 （1）バックホウ浚渫船（ICT） 対象機械：バックホウ浚渫船 1,200,000 円／式 ※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが，受注者の責によらず，連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については，監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。 9－2 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は，共通仮設費の技術管理費に計上するものとし，必要額を適正に積上げるものとする。 費用の計上について，費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし，受注者から見積の提出がない場合は，「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 また，前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合，発注者が貸与する3次元データを活用した場合は，費用計上しないものとする。 なお，「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については，当初設計では計上しない。 9－3 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用，外注経費等の費用 出来形管理の計測範囲において、1m 間隔以下（1点/m2 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、以下のとおりである。 1）補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額 2）受注者からの見積による金額を計上する場合 補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額 ・共通仮設費率補正係数 ： 1．2 ・現場管理費率補正係数 ： 1．1 上記費用の対象となる出来形管理は，以下の出来形管理とし，ICT活用工事（河川浚渫）実施要領に示されたICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。 ・音響測深機器を用いた出来形管理 また，受注者から見積の提出がない場合は，3次元出来形管理・3次元データ納品の費用，外注経費等の費用は計上しないものとする。	

記載箇所	土木工事標準積算基準書（河川編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																																																																																																									
	なお、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初設計では計上しない。 10. 単 価 表 （1）バックホウ浚渫船（ICT）（〇〇m³）運転1日当り単価表 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">施工歩掛コード</td><td></td></tr><tr><td>名 称</td><td>規 格</td><td>単位</td><td>数量</td><td>摘要</td></tr><tr><td>高級 船 員</td><td></td><td>人</td><td>1</td><td>表 4.3</td></tr><tr><td>普 通 船 員</td><td></td><td>〃</td><td>2</td><td>〃</td></tr><tr><td>運 転 手（特 殊）</td><td></td><td>〃</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>バックホウ浚渫船（ICT）運 転</td><td>D 〇〇m³</td><td>日</td><td>1</td><td>機械損料</td></tr><tr><td>汚 濁 防 止 枠</td><td>適用グラブバケット容量 1.0～2.0m³ 級</td><td>供用日</td><td>1.53</td><td>必要に応じて計上 機械損料</td></tr><tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注）汚濁防止膜は別途計上する。 （2） 浚渫土揚土（ICT）1日当り単価表 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">施工歩掛コード</td><td></td></tr><tr><td>名 称</td><td>規 格</td><td>単位</td><td>数量</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>バ ッ ク ホ ウ（クローラ型）運 転</td><td>標準型・ 排出ガス対策型(2011年規制) バケット容量1.4m³</td><td>日</td><td></td><td>表4.5 機械損料</td></tr><tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （3）機械運転単価表 <table><tr><td>機 械 名</td><td>規 格</td><td>適用単価表</td><td>指 定 事 項</td></tr><tr><td rowspan="2">バックホウ浚渫船（ICT）</td><td>D 1.0m³</td><td rowspan="3">機－35</td><td>燃料消費量→287 機械損料数量→ 1.53</td></tr><tr><td>D 2.0m³</td><td>燃料消費量→413 機械損料数量→ 1.53</td></tr><tr><td>ICT建設機械経費損料加算額</td><td></td><td>機械損料数量→ 1.51</td></tr><tr><td>バ ッ ク ホ ウ（クローラ型）</td><td>標準型・ 排出ガス対策型(2011年規制) バケット容量1.4m³</td><td>機－18</td><td>機械労務数量→ 1.00 燃料消費量→158 機械損料数量→ 1.52</td></tr></table> 11. 施工単価入力基準表 （1） バックホウ浚渫船運転費（ICT） <table><tr><td>施工歩掛コード</td><td>WB311310</td><td>施工単位</td><td>日</td></tr><tr><td>施 工 区 分</td><td colspan="3">入 力 条 件</td></tr><tr><td rowspan="3">各 種</td><td>J 1</td><td colspan="2">J 2</td></tr><tr><td>浚渫船規格</td><td colspan="2">汚濁防止枠の有無</td></tr><tr><td>①D 1.0m³ ②D 2.0m³</td><td colspan="2">①有 ②無</td></tr></table>			施工歩掛コード			名 称	規 格	単位	数量	摘要	高級 船 員		人	1	表 4.3	普 通 船 員		〃	2	〃	運 転 手（特 殊）		〃	1	〃	バックホウ浚渫船（ICT）運 転	D 〇〇m ³	日	1	機械損料	汚 濁 防 止 枠	適用グラブバケット容量 1.0～2.0m ³ 級	供用日	1.53	必要に応じて計上 機械損料	諸 雑 費		式	1		計							施工歩掛コード			名 称	規 格	単位	数量	摘 要	バ ッ ク ホ ウ（クローラ型）運 転	標準型・ 排出ガス対策型(2011年規制) バケット容量1.4m ³	日		表4.5 機械損料	諸 雑 費		式	1		計					機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	バックホウ浚渫船（ICT）	D 1.0m ³	機－35	燃料消費量→287 機械損料数量→ 1.53	D 2.0m ³	燃料消費量→413 機械損料数量→ 1.53	ICT建設機械経費損料加算額		機械損料数量→ 1.51	バ ッ ク ホ ウ（クローラ型）	標準型・ 排出ガス対策型(2011年規制) バケット容量1.4m ³	機－18	機械労務数量→ 1.00 燃料消費量→158 機械損料数量→ 1.52	施工歩掛コード	WB311310	施工単位	日	施 工 区 分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2		浚渫船規格	汚濁防止枠の有無		①D 1.0m ³ ②D 2.0m ³	①有 ②無		
		施工歩掛コード																																																																																																									
名 称	規 格	単位	数量	摘要																																																																																																							
高級 船 員		人	1	表 4.3																																																																																																							
普 通 船 員		〃	2	〃																																																																																																							
運 転 手（特 殊）		〃	1	〃																																																																																																							
バックホウ浚渫船（ICT）運 転	D 〇〇m ³	日	1	機械損料																																																																																																							
汚 濁 防 止 枠	適用グラブバケット容量 1.0～2.0m ³ 級	供用日	1.53	必要に応じて計上 機械損料																																																																																																							
諸 雑 費		式	1																																																																																																								
計																																																																																																											
		施工歩掛コード																																																																																																									
名 称	規 格	単位	数量	摘 要																																																																																																							
バ ッ ク ホ ウ（クローラ型）運 転	標準型・ 排出ガス対策型(2011年規制) バケット容量1.4m ³	日		表4.5 機械損料																																																																																																							
諸 雑 費		式	1																																																																																																								
計																																																																																																											
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																																																																																																								
バックホウ浚渫船（ICT）	D 1.0m ³	機－35	燃料消費量→287 機械損料数量→ 1.53																																																																																																								
	D 2.0m ³		燃料消費量→413 機械損料数量→ 1.53																																																																																																								
ICT建設機械経費損料加算額			機械損料数量→ 1.51																																																																																																								
バ ッ ク ホ ウ（クローラ型）	標準型・ 排出ガス対策型(2011年規制) バケット容量1.4m ³	機－18	機械労務数量→ 1.00 燃料消費量→158 機械損料数量→ 1.52																																																																																																								
施工歩掛コード	WB311310	施工単位	日																																																																																																								
施 工 区 分	入 力 条 件																																																																																																										
各 種	J 1	J 2																																																																																																									
	浚渫船規格	汚濁防止枠の有無																																																																																																									
	①D 1.0m ³ ②D 2.0m ³	①有 ②無																																																																																																									

記載箇所	土木工事標準積算基準書（河川編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																								
	(2) 浚渫土揚土費（I C T） <table><tr><td>施工歩掛コード</td><td>WB311320</td><td>施工単位</td><td>日</td></tr><tr><td>施 工 区 分</td><td colspan="3">入 力 条 件</td></tr><tr><td rowspan="3">各 種</td><td colspan="3">J 1</td></tr><tr><td colspan="3">1 日 当 り</td></tr><tr><td colspan="3">平均浚渫量 (表11.1)</td></tr></table> 表 11. 1 1 日 当 り 平 均 浚 渫 量 <table><tr><td>規 格</td><td>入力番号</td></tr><tr><td>365 m3以下</td><td>①</td></tr><tr><td>366 m3以上645 m3以下</td><td>②</td></tr></table> (3) システム初期費（I C T） 「第 I 編第 2 章②間接工事費 2－7 技術管理費」により計上すること。 (4) 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用（I C T） 「第 I 編第 2 章②間接工事費 2－7 技術管理費」により計上すること。	施工歩掛コード	WB311320	施工単位	日	施 工 区 分	入 力 条 件			各 種	J 1			1 日 当 り			平均浚渫量 (表11.1)			規 格	入力番号	365 m3以下	①	366 m3以上645 m3以下	②	
施工歩掛コード	WB311320	施工単位	日																							
施 工 区 分	入 力 条 件																									
各 種	J 1																									
	1 日 当 り																									
	平均浚渫量 (表11.1)																									
規 格	入力番号																									
365 m3以下	①																									
366 m3以上645 m3以下	②																									

3. 土木工事標準積算基準書（道路編）

記載箇所	土木工事標準積算基準書（道路編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	第Ⅳ編 道 路 第 7 章 橋 梁 工	第Ⅳ編 道 路 第 7 章 橋 梁 工
IV-7-①-1	① 鋼 橋 製 作 工	① 鋼 橋 製 作 工
	(略)	(略)
IV-7-①-2	2. 材 料 費 2－1 鋼材単価の決定時期 鋼材単価は，原則として入札時における市場価格とする。	2. 材 料 費 2－1 鋼材単価の決定時期 鋼材単価は，原則として積算時における市場価格とする。
	(略)	(略)
IV-7-①-3	2－5 スクラップ 割増しされた鋼材の 70%が回収可能とし，その単価はヘビー H 1 扱いとする。 スクラップの単価は物価資料等により公示されているものを用いる。	2－5 スクラップ 割増しされた鋼材の 70%が回収可能とし，その単価はヘビー H 1 扱いとする。
	(略)	(略)
IV-7-①-16	5. 桁 輸 送 費 5－1 運搬距離 運搬距離は，架設位置から最寄りの橋梁製作工場が所在する市町村役場までの最短経路を用いて計算する。 ただし，入札の結果，表 5. 1 における最寄りの橋梁製作工場で当該工事の鋼橋上部工の製作ができないと判断した場合は，当該工事の入札参加者の最寄りの橋梁製作工場として計算することも可能とする。	5. 桁 輸 送 費 5－1 運搬距離 運搬距離は，架設位置から最寄りの橋梁製作工場が所在する市町村役場までの最短経路を用いて計算する。
	(略)	(略)

4. 機械設備工事基準（土木工事標準積算基準書（機械編））

記載箇所	機械設備工事基準（土木工事標準積算基準書（機械編）（国土交通省））記載内容		奈良県県土マネジメント部における読替え内容	
	第Ⅸ編 機械設備		第Ⅸ編 機械設備	
	第1章 一般共通		第1章 一般共通	
	① 目的・・・・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 1	[基準の解説]	① 目的・・・・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 1	[基準の解説]
	② 適用範囲・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 2	1 製作原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1-33	② 適用範囲・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 2	1 製作原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1-33
	③ 請負工事費の構成・・・・・・・・ IX-1- 3	1-1 直接製作費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-33	③ 請負工事費の構成・・・・・・・・ IX-1- 3	1-1 直接製作費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-33
	1 製作原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 3	2 据付工事原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1-34	1 製作原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 3	2 据付工事原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1-34
	2 据付工事原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 3	2-1 直接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-34	2 据付工事原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 3	2-1 直接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-34
	④ 請負工事費の費目・・・・・・・・ IX-1- 4	2-2 間接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-36	④ 請負工事費の費目・・・・・・・・ IX-1- 4	2-2 間接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-36
	1 製作原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 4	3 設計技術費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-37	1 製作原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 4	3 設計技術費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-37
	1-1 直接製作費・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 4	4 一般管理費等・・・・・・・・・・・・・ IX-1-37	1-1 直接製作費・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 4	4 一般管理費等・・・・・・・・・・・・・ IX-1-37
	1-2 間接製作費・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 4	5 端数処理・・・・・・・・・・・・・ IX-1-37	1-2 間接製作費・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 4	5 端数処理・・・・・・・・・・・・・ IX-1-37
	2 据付工事原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 6	6 材料費等の価格等の取扱い・・・・・・・・ IX-1-37	2 据付工事原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 6	6 材料費等の価格等の取扱い・・・・・・・・ IX-1-37
	2-1 直接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 6	7 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費，設計技術費及び一般管理費等の調整・・・・・・・・・・・・・ IX-1-39	2-1 直接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 6	
	2-2 間接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 7		2-2 間接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1- 7	
	3 設計技術費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-10		3 設計技術費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-10	
	4 一般管理費等・・・・・・・・・・・・・ IX-1-10		4 一般管理費等・・・・・・・・・・・・・ IX-1-10	
	5 消費税等相当額・・・・・・・・・・・・・ IX-1-11	8 連続発注工事における工数補正・・・・・・・・・・・・・ IX-1-40	5 消費税等相当額・・・・・・・・・・・・・ IX-1-11	8 連続発注工事における工数補正・・・・・・・・・・・・・ IX-1-40
	⑤ 請負工事費の積算・・・・・・・・ IX-1-12		⑤ 請負工事費の積算・・・・・・・・ IX-1-12	
	1 製作原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1-12	9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合・・・・・・・・・・・・・ IX-1-40	1 製作原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1-12	9 土木工事と機械設備を一体で発注する場合・・・・・・・・・・・・・ IX-1-40
	1-1 直接製作費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-12	10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費，現場管理費，設計技術費及び一般管理費等の調整・・・・・・・・・・・・・ IX-1-41	1-1 直接製作費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-12	
	1-2 間接製作費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-13		1-2 間接製作費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-13	
	2 据付工事原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1-13		2 据付工事原価・・・・・・・・・・・・・ IX-1-13	
	2-1 直接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-13		2-1 直接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-13	
	2-2 間接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-15		2-2 間接工事費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-15	
	3 設計技術費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-20		3 設計技術費・・・・・・・・・・・・・ IX-1-20	
	4 一般管理費等・・・・・・・・・・・・・ IX-1-20	11 施工箇所が点在する工事の積算について・・・・・・・・・・・・・ IX-1-41	4 一般管理費等・・・・・・・・・・・・・ IX-1-20	11 施工箇所が点在する工事の積算について・・・・・・・・・・・・・ IX-1-41
	5 消費税等相当額・・・・・・・・・・・・・ IX-1-20		5 消費税等相当額・・・・・・・・・・・・・ IX-1-20	
	6 材料等の価格等の取扱い・・・・・・・・ IX-1-20		6 材料等の価格等の取扱い・・・・・・・・ IX-1-20	
	7 支給品の取扱い・・・・・・・・・・・・・ IX-1-20		7 支給品の取扱い・・・・・・・・・・・・・ IX-1-20	
	8 「処分費等」の取扱い・・・・・・・・ IX-1-21		8 「処分費等」の取扱い・・・・・・・・ IX-1-21	
	9 間接労務費，工場管理費の項目別対象表・・・・・・・・・・・・・ IX-1-21		9 間接労務費，工場管理費の項目別対象表・・・・・・・・・・・・・ IX-1-21	
	10 共通仮設費，現場管理費の項目別対象表・・・・・・・・・・・・・ IX-1-22		10 共通仮設費，現場管理費の項目別対象表・・・・・・・・・・・・・ IX-1-22	
	11 設計技術費，一般管理費等の項目別対象表・・・・・・・・・・・・・ IX-1-23		11 設計技術費，一般管理費等の項目別対象表・・・・・・・・・・・・・ IX-1-23	

記載箇所	機械設備工事基準（土木工事標準積算基準書（機械編）（国土交通省））記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	第1章 一般共通	第1章 一般共通
IX-1-1	① 目的 この積算基準は、公共工事に係る土木機械設備の製作据付工事の工事費の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の<u>予定価格の算定</u>を適正にすることを目的とする。 (略)	① 目的 この積算基準は、<u>奈良県県土マネジメント部</u>の公共工事に係る土木機械設備の製作据付工事の工事費の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の<u>工事費の積算</u>を適正にすることを目的とする。 (略)
IX-1-4	④ 請負工事費の費目 (略)	④ 請負工事費の費目 (略)
IX-1-7	2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費 (略) (ホ) 役務費 a 土地の借上げに要する費用 b 電力、用水等の基本料 c 電力設備用工事負担金 (略) (略)	2-2 間接工事費 (2) 共通仮設費 (略) (ホ) 役務費 b 電力、用水等の基本料 c 電力設備用工事負担金 (略) (略)
IX-1-12	⑤ 請負工事費の積算 1 製作原価 工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。 1-1 直接製作費 (略) (3) 労務費 1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、<u>大臣官房参事官(イノベーション)</u>が別に定めるものとする。 (略)	⑤ 請負工事費の積算 1 製作原価 工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。 1-1 直接製作費 (略) (3) 労務費 1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、<u>奈良県県土マネジメント部</u>が別に定めるものとする。 (略)
IX-1-13	2 据付工事原価 据付工事原価の費目は、次のとおりとする。	2 据付工事原価 据付工事原価の費目は、次のとおりとする。

記載箇所	機械設備工事基準（土木工事標準積算基準書（機械編）（国土交通省））記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容																								
IX－1－15	2－1 直接工事費	2－1 直接工事費																								
	(略)	(略)																								
	(3) 労務費 1) 労務費の積算は，（工数）×（賃金）とする。 2) 工数は各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備据付工の１日当りの標準賃金は， <u>大臣官房参事官(イノベーション)</u> が別に定めるものとする。 4) 機械設備据付工以外の労務費は，「 <u>公共工事設計労務単価</u> 」による。	(3) 労務費 1) 労務費の積算は，（工数）×（賃金）とする。 2) 工数は各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備据付工の１日当りの標準賃金は， <u>奈良県県土マネジメント部</u> が別に定めるものとする。 4) 機械設備据付工以外の労務費は，「 <u>土木工事設計単価資料</u> 」による。																								
	(略)	(略)																								
IX－1－17	2－2 間接工事費 (3) 共通仮設費	2－2 間接工事費 (3) 共通仮設費																								
	(略)	(略)																								
	5) 役務費 現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 a <u>土地の借上げに要する費用</u> b 電力，用水等の基本料 c 電力設備用工事負担金	5) 役務費 現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 b 電力，用水等の基本料 c 電力設備用工事負担金																								
	(略)	(略)																								
IX－1－23	11 設計技術費，一般管理費等の項目別対象表	11 設計技術費，一般管理費等の項目別対象表																								
	(略)	(略)																								
IX－1－30	表－1・11 前払金支出割合補正係数	表－1・11 前払金支出割合補正係数																								
	<table><tr><td>前払金支出割合区分</td><td>0%から 5%以下</td><td>5%を超え 15%以下</td><td>15%を超え 25%以下</td><td>25%を超え 35%以下</td><td>35%を超え 40%以下</td></tr><tr><td>補正係数</td><td>1.05</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td><td>1.00</td></tr></table>	前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	<table><tr><td>前払金支出割合区分</td><td>0%から 5%以下</td><td>5%を超え 15%以下</td><td>15%を超え 25%以下</td><td>25%を超え 35%以下</td><td>35%を超え 40%以下</td></tr><tr><td>補正係数</td><td>1.05</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td><td>1.00</td></tr></table>	前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00
	前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下																				
	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																				
前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下																					
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																					
(注) なお，各機関で別途定めているところは各機関の定めによる。																										
(略)	(略)	(略)																								
IX－1－34	基準の解説	基準の解説																								
	(略)	(略)																								
IX－1－34	2 据付工事原価 2－1 直接工事費 (1) 輸送費（修繕工事） 1) 修繕工事の輸送費の積算は，表－1 及び表－2 による。なお，これにより難しい場合は別途積上げる。	2 据付工事原価 2－1 直接工事費 (1) 輸送費（修繕工事） 1) 修繕工事の輸送費の積算は，表－1 及び表－2 による。なお，これにより難しい場合は別途積上げる。																								

記載箇所	機械設備工事基準（土木工事標準積算基準書（機械編）（国土交通省））記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
IX-1-37	2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における<u>入札参加者等</u>のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。 3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。 （略） 6 材料費等の価格等の取扱い （略） (2) 材料費等 材料費の価格については、原則として、<u>入札</u>時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。 設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、<u>宣</u>側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を<u>宣</u>側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。 （略）	2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における<u>入札参加資格を有する者</u>のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。 3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。 （略） 6 材料費等の価格等の取扱い （略） (2) 材料費等 材料費の価格については、原則として、<u>積算</u>時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。 設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、<u>発注者</u>側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を<u>発注者</u>側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。 （略）
IX-1-38	なお、設計単価は、各地方整備局（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、<u>実勢の価格を反映するものとする。</u> <u>標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に局特別調査単価（臨時調査）、見積りをもとに決定するものとする。</u> また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難しい場合は、事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。 1) 局設定単価による場合 a. 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。 2) 物価資料による場合 a. 1)の方法により難しい場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は毎月とする。 b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。 3) 局特別調査単価（定期調査）による場合 a. 1)及び2)により難しい場合は、単価の決定は局特別調査単価（定期調査）によるものとする。 局特別調査単価（定期調査）は、年2回（4月、10月）、本局担当課において決定し、通知する単価である。 （局特別調査単価（定期調査）とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。） 4) 1)、2)及び3)の方法により難しい場合 a. 1)、2)及び3)の方法により難しい場合は、局特別調査単価（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものである。 なお、局特別調査単価（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1事務所のみに必要となきも含む）について行うものとする。 b. なお、1工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価	

記載箇所	機械設備工事基準（土木工事標準積算基準書（機械編）（国土交通省））記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。 また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。 イ）調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査単価（100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。 なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。 また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積は不要とする。 ロ）見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。 なお、見積価格は、実勢取引価格であることを確認する。 ハ）正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。 5）価格変動が著しい場合 主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。 7 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 調整対象となる工事 1) 調整対象となる工事 イ）現工事の施工業者と随意契約方式で発注する工事とする。 ただし、上記に該当しない場合でも仮設物（指定仮設物及び当該現場で積算工法上必然的に仮設せざるをえない仮設物）が共用出来る場合は、その部分のみについて調整する。 ロ）繰越、国庫債務負担行為工事の取扱い 現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は、全体工事を対象として調整する。 2) 調整の対象となる現工事の設計金額は、当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。 なお、積算体系が異なる異種の工事は調整しない（仮設物が共用出来る場合はその部分のみ調整する）。 (2) 共通仮設費の調整計算について 1) 積上げ計算部分は、実態に合わせて調整する。 2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と、当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の共通仮設費率を適用する。 3) 率計算部分の調整計算の方法 現工事と当該追加工事の共通仮設費を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。 イ）調整の一般式は、次のとおりとする。 $A \leq (D \times \gamma_1) - B \times \gamma_2$ A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の対象額 D : 合算工事の対象額 γ_1 : Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 γ_2 : Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合はゼロ円とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。 (3) 現場管理費の調整計算の方法 1) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。 2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその	

記載箇所	機械設備工事基準（土木工事標準積算基準書（機械編）（国土交通省））記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。 3) 調整の一般式は、次のとおりとする。 $A \leq (D \times \beta_1) - B \times \beta_2$ A : 当該追加工事の現場管理費 B : 現工事の純工事費 D : 合算工事の対象額 β_1 : Dに相当する主たる工種の現場管理費率 β_2 : Bに相当する現工事の工種の現場管理費率 ただし、前記計算の場合にあつて、Aが負数になる場合はゼロ円とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。 (4) 設計技術費の調整計算の方法 設計技術費の積算に当たっても、(3)現場管理費と同じ扱いとする。 (5) 一般管理費等の調整計算の方法 現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。 $A \leq (D \times \alpha_1 \times \delta_1 \times \gamma_1) - (B \times \alpha_2 \times \delta_2 \times \gamma_2) + C \times \beta$ A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持費等の費用を含む） C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 α_1 : Dに相当する標準一般管理費等率 α_2 : Bに相当する標準一般管理費等率 β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 γ_1 : Dの機器単体費補正係数 γ_2 : Bの機器単体費補正係数 δ_1 : 前払金支出割合による補正係数 現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合はBとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 δ_2 : 現工事の前払金支出割合による補正係数 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。 (略)	
IX-1-41	10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 (1) 共通仮設費調整計算の一般式 $A \leq D \times \beta_1 - B \times \beta_2$ A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 β_1 : Dに相当する改正基準による共通仮設費率 β_2 : Bに相当する改正基準による共通仮設費率 (2) 現場管理費 現場管理費の積算に当たっても、(1)共通仮設費と同じ扱いとする。 (3) 設計技術費 設計技術費の積算に当たっても、(1)共通仮設費と同じ扱いとする。 なお、現工事の設計技術費対象額は、改正基準による設計技術費対象費目により、算出するものとする。	(略)

記載箇所	機械設備工事基準（土木工事標準積算基準書（機械編）（国土交通省））記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
IX-1-43	(4) 一般管理費等 $A \leq (D \times \alpha_1 \times \delta_1 \times \gamma_1) - (B \times \alpha_2 \times \delta_2 \times \gamma_2) + C \times \beta$ A : 当該追加工事の一般管理費等 B : 現工事の工事原価 C : 当該追加工事の調整後の工事原価 D : 合算工事の工事原価 α_1 : Dに相当する改正基準による一般管理費等率 α_2 : Bに相当する改正基準による一般管理費等率 β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 γ_1 : Dの機器単体費補正係数 γ_2 : Bの機器単体費補正係数 δ_1 : 当該追加工事の前払金支出割合による補正係数 現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合はBとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 δ_2 : 現工事の前払金支出割合による補正係数 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。 (5) 設計変更について 旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。 (略) 11 施工箇所が点在する工事の積算について (略) (3) 単価協議 総価契約単価合意方式による場合は、単価協議を行うものとする。 なお、同じ細別が、異なる施工箇所にある場合、妥当性を確認したうえで、施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。 また、共通仮設費（積上げ分）、共通仮設費（率計上）、現場管理費については、施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。 (4) 設計変更について 1) 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。 2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。 3) 設計変更において、新たに<u>施工箇所を追加することができる。</u>その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費を官積算額（変更指示時点単価）により積算するものとする。 4) 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。 (略) 第3章 ゴム引布製起伏ゲート設備 (略)	(略) 11 施工箇所が点在する工事の積算について (略) (4) 設計変更について 1) 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。 2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。 3) 新たに<u>な</u>施工箇所<u>の</u>追加は<u>その都度判断する。</u> 4) 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。 (略) 第3章 ゴム引布製起伏ゲート設備 (略)

記載箇所	機械設備工事基準（土木工事標準積算基準書（機械編）（国土交通省））記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	基準の解説	基準の解説
IX-3-7	（略） 2 直接工事費 2-1 機能要素の定義 標準工数算定式「x」の定義は下記のとおりである。 $x=1/2\times（堰頂長（m）+堰底長（m））\times有効高（m）$	（略） 2 直接工事費 2-1 機能要素の定義
IX-20-1	（略） 第20章 機械設備点検・整備業務	（略） 第20章 機械設備点検・整備業務
	① 一般共通	① 一般共通
	1 適用範囲 この基準は、<u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄</u>工事の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。	1 適用範囲 この基準は、<u>奈良県県土マネジメント部発注</u>の工事の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。
IX-20-5	（略） 4 点検・整備費の積算 点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。 4-1 点検・整備原価 (1) 材料費 1) 直接材料費 (イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。 (ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。 (ハ) 単価は、「建設物価」、「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。	（略） 4 点検・整備費の積算 点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。 4-1 点検・整備原価 (1) 材料費 1) 直接材料費 (イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。 (ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。 (ハ) 単価は、「建設物価」、「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。
IX-20-6	（略） (3) 直接労務費 1) 直接労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。 3) 点検整備工の賃金は、<u>大臣官房参事官（イノベーション）</u>が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。 普通作業員の賃金は、<u>各地方整備局統一単価</u>を適用する。 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 (イ) 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域）における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。	（略） (3) 直接労務費 1) 直接労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。 3) 点検整備工の賃金は、<u>奈良県県土マネジメント部</u>が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。 普通作業員の賃金は、<u>土木工事設計単価資料</u>を適用する。

記載箇所	機械設備工事基準（土木工事標準積算基準書（機械編）（国土交通省））記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
IX－21－1	（略） 第 21 章 機械設備設計業務委託 ① 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は、<u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業</u>の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。 （略）	（略） 第 21 章 機械設備設計業務委託 ① 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は、<u>奈良県県土マネジメント部</u>の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。 （略）
IX－21－2	4 業務委託料の積算 4－1 建設コンサルタントに委託する場合 (1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算するものとする。 業務委託料＝（業務価格）＋（消費税等相当額） ＝〔{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)}＋(一般管理費等)〕×〔1＋(消費税率)〕 (2) 各種構成要素の算定 1) 直接人件費 設計業務等に従事する技術者の人件費とする。 なお、名称及びその基準日額は、別途定める。 2) 直接経費 直接経費は、3－1（2）の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、<u>各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」</u>等に準じて積算するものとする。 （略）	4 業務委託料の積算 4－1 建設コンサルタントに委託する場合 (3) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算するものとする。 業務委託料＝（業務価格）＋（消費税等相当額） ＝〔{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)}＋(一般管理費等)〕×〔1＋(消費税率)〕 (4) 各種構成要素の算定 1) 直接人件費 設計業務等に従事する技術者の人件費とする。 なお、名称及びその基準日額は、別途定める。 2) 直接経費 直接経費は、3－1（2）の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、<u>国家公務員等の旅費支給規程</u>等に準じて積算するものとする。 （略）
IX－21－3	5 設計変更の積算 業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 業務価格＝変更官積算業務価格×$\frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ （落札率を乗じた額） 変更業務委託料＝業務価格×（1＋消費税率） （落札率を乗じた額） （注）1．変更官積算業務価格は、<u>宣</u>単位、<u>宣</u>経費を基に当初設計と同一方法により積算する。 2．直前の請負額及び直前の<u>宣</u>積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。 （略）	5 設計変更の積算 業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 業務価格＝変更官積算業務価格×$\frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ （落札率を乗じた額） 変更業務委託料＝業務価格×（1＋消費税率） （落札率を乗じた額） （注）1．変更官積算業務価格は、<u>発注者</u>単位、<u>発注者</u>経費を基に当初設計と同一方法により積算する。 2．直前の請負額及び直前の<u>発注者</u>積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。 （略）

5. 土木工事標準積算基準書（電気通信編）

記載箇所	土木工事標準積算基準書（電気通信編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
VII-1-1	第Ⅶ編 積 算 第 1 章 総 則 ① 適用範囲等 1 適用範囲 この基準書は、<u>国土交通省直轄</u>の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。 (略) 第 2 章 工事費の積算 (略)	第Ⅶ編 積 算 第 1 章 総 則 ② 適用範囲等 1 適用範囲 この基準書は、<u>奈良県県土マネジメント部発注</u>の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。 (略) 第 2 章 工事費の積算 (略)
VII-2-8	② 機器単体費 機器単体費の算定は以下によるものとする。 (1) 機器単体費は、工事施工にあたっての機器の調達価格（原則として<u>入札</u>時における市場価格）とし、消費税相当額を含まない価格とする。 (2) 機器の価格算定は「第 1 章②1-1 (1) (イ) 機器単体費の内訳」に基づき積上げ計算するものとするが、これにより難しい場合は見積り、物価資料、実績等に基づき適切な価格を算定するものとする。 (3) 見積りにより価格算定する場合は、機器の性能、構成、規格、品質、数量、納入時期、納入場所等の条件を掲示し、見積依頼を行うものとする。徴収した見積価格は取引実績等を勘案して適切な価格を算定するものとする。 (4) 機器の出荷場所から施工現場までの輸送費は別途計上するものとする。 (5) 支給品の価格決定については、<u>宣</u>側において調達した機器を支給する場合、現場発生機器を<u>宣</u>側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。	② 機器単体費 機器単体費の算定は以下によるものとする。 (1) 機器単体費は、工事施工にあたっての機器の調達価格（原則として<u>積算</u>時における市場価格）とし、消費税相当額を含まない価格とする。 (2) 機器の価格算定は「第 1 章②1-1 (1) (イ) 機器単体費の内訳」に基づき積上げ計算するものとするが、これにより難しい場合は見積り、物価資料、実績等に基づき適切な価格を算定するものとする。 (3) 見積りにより価格算定する場合は、機器の性能、構成、規格、品質、数量、納入時期、納入場所等の条件を掲示し、見積依頼を行うものとする。徴収した見積価格は取引実績等を勘案して適切な価格を算定するものとする。 (4) 機器の出荷場所から施工現場までの輸送費は別途計上するものとする。 (5) 支給品の価格決定については、<u>発注</u>側において調達した機器を支給する場合、現場発生機器を<u>発注</u>側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。
VII-2-10	④ 直接工事費 (略) 2 材 料 費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の (1) 及び (2) によるものとする。	④ 直接工事費 (略) 2 材 料 費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の (1) 及び (2) によるものとする。

記載箇所	土木工事標準積算基準書（電気通信編）（国土交通省）記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	(1) 数 量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。 (2) 価 格 価格は、原則として、<u>入札</u>時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。 設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、<u>宣側</u>において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を<u>宣側</u>において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。 ３ 労 務 費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の（１）、（２）及び（３）によるものとする。 (1) 所要人員 所要人員は、原則として、施工現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。 (2) 労務賃金 労務賃金は、工事作業に直接従事した技術労働者及び技能労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労力費の基本給をいう。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。 基本給は、次によるものとする。 (イ) 技術労力費 電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「<u>賃金実態調査単価</u>」とする。 (ロ) 技能労力費 「<u>公共工事設計労務単価</u>」等を使用するものとする。 (略)	(3) 数 量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。 (4) 価 格 価格は、原則として、<u>積算</u>時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。 設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、<u>発注者側</u>において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を<u>発注者側</u>において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。 ３ 労 務 費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の（１）、（２）及び（３）によるものとする。 (3) 所要人員 所要人員は、原則として、施工現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。 (4) 労務賃金 労務賃金は、工事作業に直接従事した技術労働者及び技能労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労力費の基本給をいう。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。 基本給は、次によるものとする。 (ハ) 技術労力費 電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「<u>土木工事設計単価資料</u>」とする。 (ニ) 技能労力費 「<u>土木工事設計単価資料</u>」等を使用するものとする。 (略)
	第Ⅶ編 歩 掛 第 1 章 一般事項 第 1 節 一般事項	第Ⅶ編 歩 掛 第 1 章 一般事項 第 1 節 一般事項
VIII－1－1	① 一般事項 1 通 則 本歩掛は、<u>国土交通省直轄</u>の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。 ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適当又は困難であると認められる場合を除く。 (略)	① 一般事項 1 通 則 本歩掛は、<u>奈良県県土マネジメント部発注</u>の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。 ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適当又は困難であると認められる場合を除く。 (略)